令和2(2020)年度

県北健康福祉センター概要

栃木県県北健康福祉センター

目 次

第1章	概	況	
	県	北・矢板・烏山健康福祉センター管轄区域図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	管内の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2	庁舎の現況(建物配置図)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	3	組織図・職員配置表	5
第2章		緊事業執行方針及び重点事業	
	1	事務事業執行方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
	2	重点事業	
		○ 総務福祉部 ·····	
		○ 地域保健部 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	3	年間行事予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	4	毎月行事予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第3章		『(各課)別事務概要	
	1	総務企画課	16
		" 福祉支援チーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
		生活福祉課 ·····	18
		健康支援課 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	19
		健康対策課 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	21
		生活衛生課 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23
	6	試験検査課 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	25
第4章	令和	団元(2019)年度各部(各課)の事業実績	
		総務福祉部	
		県北健康福祉センター協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		管内市町保健・福祉担当主管課長会議等	
	3	在宅医療推進支援センター事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	4	医 事	28
	5	人口動態統計	29
	6	地域保健福祉教育研修 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	31
	7	障害者福祉関係 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	32
	7 8	障害者福祉関係 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	34
	8 9	障害者福祉関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	8 9 10	障害者福祉関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	8 9 10 11	障害者福祉関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34 35
	8 9 10 11 12	障害者福祉関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34 35 35 36 37
	8 9 10 11 12 13	障害者福祉関係 障害者福祉事業関係 石綿による健康被害の救済制度関係 市町支援事業の実施 介護保険事業 児童福祉施設指導監査・ 高齢者福祉関係	34 35 35 36
	8 9 10 11 12 13 14	障害者福祉関係 障害者福祉事業関係 石綿による健康被害の救済制度関係 市町支援事業の実施 介護保険事業 児童福祉施設指導監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34 35 35 36 37
	8 9 10 11 12 13 14	障害者福祉関係 障害者福祉事業関係 石綿による健康被害の救済制度関係 市町支援事業の実施 介護保険事業 児童福祉施設指導監査 高齢者福祉関係 青少年健全育成関係 社会福祉事業関係	34 35 35 36 37
	8 9 10 11 12 13 14 15	障害者福祉関係 障害者福祉事業関係 石綿による健康被害の救済制度関係 市町支援事業の実施 介護保険事業 児童福祉施設指導監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34 35 35 36 37 37 38

18 生活保護関係	43
○ 地域保健部	
1 精神保健福祉対策	48
2 母子保健対策 ······	53
3 とちぎ健康21プラン(2 期計画)の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
4 健康づくり推進事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
5 成人保健対策 ·····	61
6 特定疾患対策事業 ·····	63
7 小児慢性特定疾患対策事業	65
8 感染症予防対策 ·····	66
9 結核予防対策 ·····	67
10 原爆被爆者対策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	69
11 骨髄バンク対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
12 食品衛生	70
13 生活衛生営業	72
14 薬 事	73
15 水 道	76
16 温 泉 ·····	76
17 試験検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
県北健康福祉センターの沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79



県北健康福祉センター	₹324-8585	大田原市住吉町2-14-9
【広域センター】	総務福祉部	総務企画課 0287-22-2257 ル 福祉支援チーム 23-2172 生活福祉課 23-2171
	地域保健部	健康支援課22-2259健康対策課22-2679生活衛生課22-2364試験検査課22-2364
矢板健康福祉センター 【地域センター】	〒329-2163	矢板市鹿島町20-22 塩谷庁舎1階総務企画担当 0287-44-1296保健衛生課 44-1297
烏山健康福祉センター 【地域センター】	〒321-0621	那須烏山市中央1-6-92 総務企画担当 0287-82-2231(代) 保健衛生課

1 管内の状況

県北健康福祉センターは、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町の5市4町を管轄しており、区域の面積は2,229.59km。で、県面積の34.8%を占めています。また、当センターは、地域保健法第5条第1項に基づき設置される保健所、社会福祉法第14条第1項に基づき設置される福祉事務所の機能を併せ持っており、県北保健所の管轄区域は上記の5市4町、那須福祉事務所の管轄区域は塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町の4町、その他の福祉部門の事務は上記の5市4町を管轄するなど、部門によって管轄する区域は異なっています。

管内の環境をみると、北部は日光国立公園の区域、東部は八溝・那珂川県立自然公園の区域となっており、豊かな自然環境に加え、那須、塩原、板室などの著名な温泉資源にも恵まれており、県内外の観光客に親しまれています。なお、地籍としては、山林(保安林を除く)・原野が650.99k㎡、田・畑が506.53k㎡となっており、約52%が山林(保安林を除く)、農耕地等で占められています。

(H30(2018).1.1 現在)

	栃木県	管内
総地積	6,408.09k m²	2,229.59k m²
田・畑	1,327.86k m² (20.7%)	506.53k m² (22.7%)
宅 地	481.06k m² (7.5%)	128.05k m² (5.7%)
山林・原野	1,302.99k m² (20.3%)	650.99k m² (29.2%)
池沼・牧場	29.01k m² (0.5%)	12.69k m² (0.6%)
雑 種 地	281.93k m² (4.4%)	116.10k m² (5.2%)
その他	2,985.26k m² (46.6%)	815.23k m² (36.6%)

管内の人口は、令和元(2019)年10月1日現在370,178人で、県人口の19.1%を占めています。管人口の推移は昨年比一3,065人、県人口の推移は昨年比一10,613人といずれも減少傾向にあります。また、管内の世帯数は、令和元(2019)年10月1日現在146,126世帯で、昨年比+1,244世帯となりました。しかしながら、矢板市・那須烏山市・塩谷町・那珂川町は減少となっています。

管内の65歳以上の老齢人口が占める割合、いわゆる高齢化率は29.8%で、県平均の28.5%をやや上回っています。なかでも、那須烏山市、塩谷町、那須町、那珂川町の高齢化率は37%以上を示しており、県平均を大きく上回っています。一方、那須塩原市、さくら市、高根沢町の高齢化率は28%以下で、県平均を下回っています。

人口動態では、平成30(2018)年の人口1,000人対出生率は7.0%、死亡率は11.4%となっていて、管内人口が自然減少していることを示しています。なお、死因別死亡順位は、第一位悪性新生物、第二位心疾患、第三位脳血管疾患となっています。

医療機関は、令和2(2020)年4月1日現在で、病院が21箇所で病床数3,905床、診療所が380箇所(一般228箇所、歯科152箇所)で一般診療所病床数が176床となっています。

◆ 市町村別面積、人口、世帯数

人口・世帯数:令和元(2019)年10月1日現在

	区 分	面積(k㎡)	人 口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数
木	栃 木 県	6, 408. 09	1, 942, 313	969, 558	972, 755	795, 152
ŕ	 内	2, 229. 59	370, 178	186, 120	184, 058	146, 126
	大田原市	354. 36	73, 508	36, 850	36, 658	29, 494
	矢 板 市	170. 46	31, 617	15, 694	15;923	12, 368
	那須塩原市	592. 74	116, 043	57, 837	58, 206	47, 768
	さくら市	125. 63	44, 747	23, 260	21, 487	16, 398
	那須烏山市	174. 35	25, 144	12, 478	12, 666	9, 374
	塩 谷 町	176. 06	10, 539	5, 200	5,339	3, 667
	高根沢町	70. 87	29, 343	15, 347	13, 996	12, 195
	那 須 町	372. 34	23, 852	11, 701	12, 151	8, 807
	那珂川町	192. 78	15, 385	7, 753	7,632	5, 740
-	大田原地区	1, 319. 44	213;403	106, 388	107, 015	86, 431
4	天 板 地 区	543. 02	116, 246	59, 501	56, 745	44, 628
ļ	鳥 山 地 区	367. 13	40, 529	20, 231	20, 298	15, 067

資料:国土地理院、栃木県毎月人口調査結果

◆ 人口、高齢化率の推移

(単位:人、%)

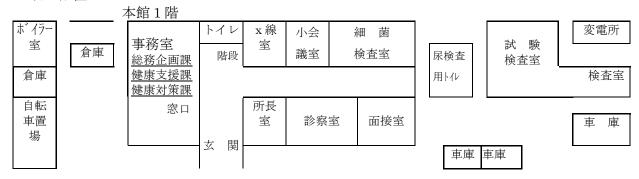
H29(2017).10.1		.10. 1	H30(2018).10. 1		R元(2019).10.1		
		人口	高齢化率	人口	高齢化率	人口	高齢化率
机	方 木 県	1, 961, 963	27. 3	1, 952, 926	27. 9	1, 942, 313	28. 5
徨	方	376, 088	28. 3	373, 243	29. 1	370, 178	29. 8
	大田原市	74, 593	27. 2	74, 019	28. 0	73, 508	28. 7
	矢 板 市	32, 651	30. 6	32, 263	31. 6	31, 617	32. 6
	那須塩原市	116, 583	25. 9	116, 309	26. 7	116, 043	27. 3
	さくら市	44, 968	25. 4	44, 784	25. 9	44, 747	26. 4
	那須烏山市	26, 211	35. 3	25, 718	36. 2	25, 144	37. 1
	塩 谷 町	10, 990	36. 0	10, 761	37. 4	10, 539	38. 5
	高根沢町	29, 545	24. 2	29, 522	24. 6	29, 343	25. 0
	那須町	24, 373	37. 2	24, 055	38. 5	23, 852	39. 5
	那珂川町	16, 174	36. 5	15, 812	37. 8	15, 385	39. 0
7	大田原地区	215, 549	27. 3	214, 383	28. 1	213, 403	28. 8
2	矢 板 地 区	118, 154	27. 4	117, 330	28. 1	116, 246	28. 7
ļ	烏 山 地 区	42, 385	35. 7	41, 530	36. 8	40, 529	37. 8

資料:栃木県毎月人口調査結果

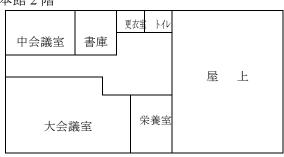
2 庁舎の現況(建物配置図)



☆ 建物の配置



本館2階



南館1階

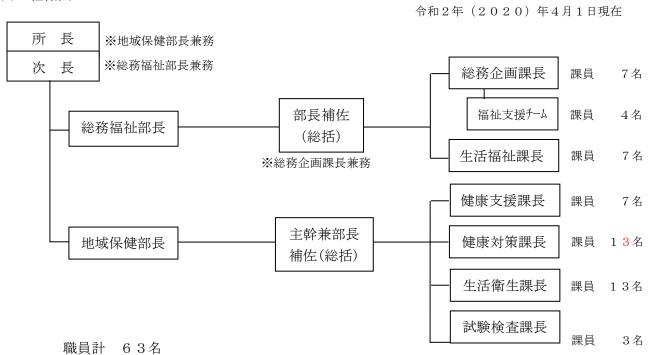


南館2階



3 組織図・職員配置表

(1) 組織図



(課員=課長以外の職員数)

(2) 職員配置表

令和2年(2020)年4月1日現在

							•	· · · · ·	•	
					技 術					計
司正	職種別果名等	事務系職員	医師・歯科医師	断医師	薬剤師	臨床検査技師	診療放射線技師	保健師	管理栄養士	
所	長兼地域保健部長		1							1
総	次長兼部長	1								1
務	総務企画課	6			1			1		8
福	福祉支援チーム	4								4
祉 部	生活福祉課	8								8
地	主幹兼部長補佐(総括)				1					1
域	健 康 支 援 課	2						6		8
保	健 康 対 策 課	2				3	1	6	2	1 4
健	生活衛生課			5	9					1 4
部	試 験 検 査 課				1	3				4
	合 計	2 3	1	5	1 2	6	1	1 3	2	6 3

第2章 事務事業執行方針及び重点事業

1 事務事業執行方針

保健福祉行政は、人口減少・少子高齢化の急速な進行、家族構成の変容や地域のつながりの希薄化など、社会構造が大きく変化する中、財政の健全化や行政改革の推進が求められる一方で、生活保護受給者への対応や貧困の連鎖の防止、在宅療養ニーズへの対応、新型インフルエンザ等の新たな感染症への対応、災害時における地域医療体制の確保、県民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症・重症化予防の徹底など、数多くの課題を抱えています。

令和2 (2020)年度における施策の推進に当たっては、これらのことを踏まえながら、最終年を迎える「とちぎ元気発信プラン」に掲げたプロジェクトの着実な推進を図るとともに、各分野ごとの計画を着実に推進していくことを基本として、県民誰もが安心して子どもを産み育てることができ、年齢や障害の有無にかかわらず健やかに暮らし、すべての県民が住み慣れた地域で生きがいを持って、その人らしい充実した生活を送ることができる環境づくりを進めていきます。

2 重点事業

〇 総務福祉部

(1) 保健・医療及び福祉の総合的推進

- ・地域保健福祉対策を総合的に推進するため、県北健康福祉センター協議会を開催します。
- ・ 県北地域の医療提供体制を確保することを目的に地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、県北地域医療構想調整会議を開催します。
- ・保健・医療及び福祉を総合的に推進するため、地域の「保健・医療・福祉」の統計から現状と課題を整理し、関係事業課との調整を図りながら地域の実情に合った効果的な支援を行います。
- ・ 誰もが住み慣れた家庭や地域において、病気になっても、高齢になっても安心して生活できるよう、在宅医療体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築支援を行います。

(2) 保健・医療・福祉関係職員等の養成及び研修の充実

- ・保健・医療・福祉従事者の養成確保と資質向上を図るため、実習生の受入れ体制を整備すると ともに実習内容の充実を図るため関係機関へ協力を依頼します。
- ・ 住民のニーズに対応した保健・医療・福祉等の総合的なサービス提供が可能となるよう、市町 保健福祉関係職員等に対する研修を実施します。

(3) 健康危機管理体制の整備

- ・ 地域住民の生命、健康の安全を脅かすおそれのある各種健康危機に適切かつ迅速に対応するため、県北地区における健康危機管理の拠点として、地域の関係機関、団体と連携し、平常時の備えや健康危機発生時における危機管理体制を整備します。
- ・ 災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、保健・医療の専門的見地からの調整・判断が可能な体制を整備します。

(4) 医療機関に対する指導

・ 医療機関の適正な運営を確保するため、医療法に基づき病院及び有床診療所に対する立入検査 等を実施します。

(5) 介護保険制度の推進

・ 介護保険事業の適正な運用を図るため、市町(保険者)との連絡調整や、要介護認定の公平・ 公正化を図るため、関係者に対する研修を実施します。

(6) 地域福祉の推進

- ・ 地域福祉を推進する民生委員・児童委員へ、資質向上に資する研修を実施します。
- ・ 青少年健全育成のため、地域の関係機関と連携を図り、意識の啓発や地域社会の環境浄化を推進します。

(7) 児童福祉、母子(父子・寡婦)福祉、及び婦人保護対策の推進

- ・ ひとり親家庭等の経済的自立や児童の健全育成を図るため、児童扶養手当等の支給や、福祉資金の貸付等を行います。
- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携して支援します。
- ・ 配偶者等からの暴力など、悩みや問題を抱えた女性等の相談に応じるとともに、関係機関と連携して必要な支援を行います。

(8) 生活保護の適正実施

- ・ 生活保護法に基づき、生活困窮者に対し健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、 その自立を助長します。
- ・ 生活保護の申請に際し、公平・厳正な制度適用を行うとともに、保護の要否に係る調査を徹底します。
- ・ 被保護世帯について、的確な生活実態の把握に努めます。
- ・ 不正、不適正受給対策の強化に努めます。
- ・ 就労支援員を配置し、被保護者の就労支援に努めます。
- ・ 生活保護受給者等就労自立促進事業 (ハローワークとの連携事業) や自立支援プログラムを実施し、自立を助長します。

(9) 生活困窮者自立支援事業の推進

- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者を幅広く受け止め包括的な支援を実施します。
- ・ 自立相談支援事業において、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について必要な情報提供 及び助言を行うとともに、支援プランを作成し、本人の状況に応じた適切な支援を継続的に受け られるよう各支援事業を実施します。
- ・ 貧困の連鎖の防止のため、生活困窮家庭の児童・生徒に対し学習の場を提供し、学習支援や児童等の悩みや進学などの助言を実施します。

〇 地域保健部

(10) 精神保健福祉対策の推進

- ・ 増加傾向にあるストレスや不適応などの精神的諸問題を抱える人や家族を総合的に支援するため、精神科医師・保健師等による相談や訪問、関係機関との連携を推進します。
- ・ 自殺対策基本法の基本理念を踏まえ、相談体制を強化します。また、会議や研修をとおして関係者間の連携を推進します。
- ・ 精神保健福祉法に基づき、緊急に医療を必要とする精神障害者に対して適切な医療を確保する ため、申請や通報の受理、調査、診察、判定、連絡調整を実施します。
- ・ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた関係者の調整・連携を進めていきます。

(11) 母子保健対策の推進

- ・ 乳幼児の心身障害の早期発見・早期療育のため、総合養育支援事業、乳幼児二次健康診査事業、 発達障害児支援事業を実施します。
- ・ 学齢期の子どもの心の相談窓口を開設し、地域の関係機関と連携した子どもの心の相談支援体制の構築を図ります。
- ・ 思春期保健対策として、思春期教室を開催します。また、関係機関連携会議や研修等を開催し 支援体制の強化を図ります。

・ 不妊対策の充実のため、すこやか妊娠サポート事業、不妊に悩む方への特定治療支援事業を実施します。

(12) とちぎ健康21プラン(2期計画)の推進

- ・ とちぎ健康21プラン(2期計画)の推進を図るため、県北地区地域・職域連携推進事業等、また、生活習慣病予防対策や市町の健康増進事業への支援を行います。
- ・ 県民の食生活栄養改善を図るため、専門的・広域的食生活指導・支援事業、地域の人材育成、 地域の食と健康づくり推進事業、官民協働の健康づくり推進事業を実施します。
- ・ 健康増進法に基づき、特定かつ継続的に食事を提供する施設に対し、栄養管理の実施について 情報の提供、助言指導及び研修等を行います。また、受動喫煙対策に関する苦情や相談等を受け 付け、受動喫煙防止の体制づくりを支援します。

(13) 難病及び小児慢性特定疾病対策の推進

- ・ 患者及びその家族が安心して療養できる環境づくり・体制づくりを推進するため、会議や研修等を開催して関係機関と連携し、療養状況や支援の必要に応じた支援を実施します。
- ・ 個々の状況に応じた具体的な支援計画に基づき、在宅療養の支援を行います。

(14) 感染症予防対策の推進

- ・ 感染症集団発生を予防するための啓発として情報を発信します。
- ・ 感染症発生時の防疫対応が的確にできるよう、関係者に対する講習会や指導助言を行います。
- ・ 結核を含む感染症発生に対し、必要な範囲に対し調査を実施します。
- ・ 新型インフルエンザ等行動計画やガイドラインをもとに、新型インフルエンザの発生に備える ため、関係機関との連携を強化します。
- ・ 栃木県高病原性鳥インフルエンザ等健康調査等に係る対応指針に基づき、関係機関と連携し鳥 インフルエンザ発生時の防疫作業員の健康調査等に備えます。
- ・ エイズ及び性感染症対策として、HIV (エイズ)、性器クラミジア、淋菌及び梅毒について、検査・相談の利用の機会に関する情報提供及び検査を受けやすくするための体制の整備に努めます。
- ・ 肝炎対策として、肝炎ウイルス検査の普及や相談体制の充実に努め、肝炎ウイルス陽性者に対 するフォローアップや、精密検査及び治療に要する医療費の助成に対する申請受付を行います。

(15) 食品の安全確保の推進

- ・ 食品の安全性を確保し、健康被害の発生を防止するため、県食品衛生監視指導計画に基づき、 食品関係営業施設等に対する監視指導を強化します。特に、大規模観光地である那須・塩原を中 心とした営業施設や広域流通食品製造業を重点的に監視指導するとともに、学校給食等の大量調 理施設に対する衛生管理の徹底を指導します。
- ・ 食中毒などの健康被害の防止のため、営業者自身による自主衛生管理や食品の適正表示の推進 を図るとともに、「とちぎHACCP」の認証取得を推進します。
- ・ 不良食品の流通を防止するため、収去検査を実施します。
- ・ 消費者・食品営業者等との相互理解を促進するため、食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)を実施します。

(16) 生活衛生の推進

- ・ 日常生活に密接な関係のある理容所・美容所・旅館・公衆浴場等の生活衛生関係営業施設の衛生確保を図るため、監視指導を実施します。特に、入浴施設におけるレジオネラ症発生防止のため、公衆浴場及び大規模旅館については重点的に実施します。
- ・ 多人数が利用する大規模店舗等の特定建築物における衛生的な環境の確保のため、監視指導を 実施します。

(17) 薬事対策の推進

- ・ 医薬品、医療機器等の有効性及び安全性を確保するとともに、毒物・劇物等による危害の発生 を防止するため、監視指導を実施します。特に、薬局・医薬品販売業者に対する販売管理体制等 の監視を強化します。
- ・ 深刻な社会問題になっている薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止指導員と連携する等、正 しい知識を普及啓発すると共に再乱用防止のための支援を行います。

(18) 温泉の保護と適正利用の推進

・ 温泉の適正利用を図るため監視指導を実施します。

(19) 試験検査の推進

・ 科学的な根拠に基づいた行政指導を行うため、精度の高い規格基準検査を実施するとともに試験検査の信頼性の確保を図ります。また、食品衛生向上のため、規格基準検査以外にも腸管出血性大腸菌O - 157やサルモネラ属菌の汚染実態調査を実施します。

3 年間行事予定

	通年	毎月定期的	随時	その他
総務企画課 (福ム)	*健康危機に関する事務 *健康危機に関する事務 *保健、医療な情報提供 *地域保健、医療、情報が高速、大人のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	*人口動態調査(毎月1回) *病院報告(患者票) (毎月1回) *医療施設(動態)調査 (毎月1回)	*健康福祉センター協議会*地域医療標準を会議等*在宅医療に関する支援者研修会、住民連連絡所養的。 *健康危機管理連絡所養的。 *健康危機管理連絡所養的。 *健康危機管理連絡所養的。 *健康危機管理連絡所養的。 *健康危機管理連絡所養的。 *心心心心心心心心心心心心心心心心心心心心。 *原療施設・一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、	*医療施設(静態)調査 (3年に1回) *患者調査、受療行動調査 (3年に1回) *医師・歯科医師・薬剤師調 査(2年に1回) *救急法等講習会 *民生委員・児童委員 で関連業務 (3年に1回) *新任民生委員・児童委員 研修会(9・児童委員 ・児生委員・児童委員 ・児生委員・児童委員 ・児生委員・児童委員 ・児生委員・児童委員 ・アーラー・アーラー・アーラー・アーラー・アーラー・アーラー・アーラー・アーラ
生活福祉課	*相談・新規申請処理 *生活保護ケース訪問調査 *生活困窮者自立支援事業実 施	*被保護者調査の報告 (毎月20日) *生活保護費支給事務処理 *生活困窮者自立支援事業 支援調整会議(各町) *レセプト点検	*ハローワーク就労相談会 *生活困窮者自立支援事業	*自立支援プログラムの活用 による自立助長 *各町民生・児童委員協議 会で生活保護研修 *生活困窮者自立相談支援 員打合せ(各町)
健康支援課	*精神保健家庭訪問指導 *精神保健面接相談対応 *精神保健福祉手帳交付事務 *自立支援医療(精神通院)事務 *精神入退院届・定期病状報告 受理 *精神科病院実地指導・実地審査 *精神障害にも対応した地域包 括ケアシステムの構築事業 *自殺対策事業 *障害者自立支援法に基づく 相談支援体制の支援 *発達障害者・高次脳機能障 害者への支援 *母子保健相談 *不妊に悩む方への特定治療 支援事業	*精神保健クリニック (毎月第2水曜日もしくは 第4木曜日) *精神保健受理会議 (毎月第1水曜日) *精神受理会議等におけ る市町支援 *乳幼児二次健康診査 (県北) *子どもの心の相談窓口 (毎月第1木曜日)	*精神科緊急医療 (通報、申請等処理) *精神保健事例検討会 *自殺対策担当者研修会 *管内精神保健福祉関係者 研修会 *精神保健家族教室 *思春期健康教育 *発達障害児支援事業 (発達支援指導者研修) *すこやか妊娠サポート事業 *養育支援関係機関連絡会 議 *母子保健研修会 *子どもの心の相談窓口強 化事業研修会化事業研修会	*母子保健推進部会(10月) *総合養育支援事業(ふたご の会)(9月)

	通年	毎月定期的	随時	その他
健康対策課	*とちぎ健康21プラン普及促進*喫煙域・職域連携推進事業*栄養成分表示促進*とちぎ禁煙・分煙推進店「施設」の拡大*生活習慣病医療連携支援事業*給食施設相談、指導事業*治食施設相談、指導事業*地域の食と健康づくり特定疾病医療申請受小児慢性特定疾病医療申請受小児慢性特定疾病申請時等面接・電話核医療支援、家庭訪問指導*結核医療支援、家庭訪問指導*結核管理検診・接触者健診*結核管理検診・接触者健診*を強染症予防機動班*エイズ、性感染症者します。 *B型・C型肝炎医療費公費負担申請事務*馬學を指定難等者各種手当申請等。以供感染症費以供表的、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	*難病・小慢患者受理会議 (毎月第2木曜日) *HIV抗体即日検査、性 感染症検査・相談 (毎週火曜日) *肝炎(B型、C型)ウイル ス検査・相談 (毎週火曜日) *骨髄バンク登録受付 (毎週火曜日) *骨髄バンク費日 (毎週火曜日) *側、大曜日 無団給食従事者等:原則 毎月 第1火曜日 *結核・感染還元) *結核・感染還元) *感染症発生動向調 査(報告、電協議会にある。 (毎月第2、第4水曜日) *地域DOTSカンファレンス (毎月第2・第4水曜日) *地域DOTSカンファレンス(毎月第4金曜日)	*給食施設届出等処理 *専門的・薬 ・支援事業 *在宅栄養士等への支援 *受動喫煙対策に係る相談窓口 *喫煙可能室設置届出の対応の対応発症を含む感染症発生処理 *結核を含む感染症発生処理 *感染症集団発生報告の対応処理 *新型インフルエンザ対策地域連絡協議会 *新型インフルエンザ等発生時を想定した実地訓練 *感染症外来協力医療機関連 *島インフルエンザ発生時の防疫作業員の健康調査対応 *HIV等に関する相談対応 *肝炎等に関する相談対応	*生活習慣病関連健康教室 (依頼時) *県北地域職域連携推進部会 *よい歯のコンクール(6月) *市町健康増進計画評価等支援 *市町健康増進事業関連各種 実績取りまとめ *市町健康づくり推進協議会 *市町健康づくり推進協議会 *市町経験変ともりができる。 *在宅が理場とを *在宅がが発表とのでは、 *学校結核が策委員会 (塩谷 地区) *コホート検討会 (9月、2月) *給食施設実施状況報告 (5月、11月分) *在宅栄養士研修 *市町栄養士研修
生活衛生課	*食品・生活衛生営業施設の許可食品のでは、 ・生活衛生営業施設の許可食品のでは、 ・発力を関連を使するでは、 ・発力を変え、 ・発力を変え、 ・発生のでは、 ・大きなのででは、 ・大きなのでででは、 ・大きなのでででは、 ・大きないででできる。 ・大きないででできる。 ・大きないででできる。 ・大きないででできる。 ・大きないででできる。 ・大きないででできる。 ・大きないできる。 ・大きないでできる。 ・大きないでできる。 ・大きないでできる。 ・大きないでできる。 ・大きないできるないできる。 ・大きないできるないできる。 ・大きないできるないできるないできる。 ・大きないできるないできるないできるないできるないできるないできるないできるないでき	*食品衛生機動班による監視指導 *薬物再乱用防止教育事業による尿検査及び面談(毎月1回) *薬物依存症対策事業による家族会の開催(隔月第2木曜日)	*食品衛生講習会 *食品表示講習会 *食品自主検査の勧奨 *生活衛生営業衛生講習会 *レジオネラ症関連調査	*生活衛生同業組合協議会総会(7月) *県北地区献血推進協議会(12月) *食品表示合同監視(8月・12月)
試験検査課	*食品収去検査 *環境公害検査 *食品検査内部精度管理及び 技能評価 *食品衛生検査施設GLP管 理 ・機器器具の管理 ・検査実施の管理 他	*腸内細菌検査 集団給食従事者等:毎月 第1火曜日 *薬物再乱用防止教育事業 尿検査	*食中毒(疑)関連細菌検査 *外部精度管理調査(県、 食品薬品安全センター) *食品衛生検査施設GLP 研修(初任者研修・定期 研修) *調査研究	

4 月別行事予定

	4 月	5 月	6 月
総務企画課		*管内市町主管課長等会議 *県北地区健康危機管理連絡会議 *事務局監査 *救急医療機関の告示更新事務	*国民生活基礎調査(世帯票等調査) *安全衛生委員会担当課長会議 *県北健康福祉センター協議会 *障害保健福祉圏域調整会議 *監査委員監査 *救急医療機関の告示更新事務
(福祉支援チーム)	*特別児童扶養手当支払	*那須地区青少年育成推進連絡協議会総会・青少年育成指導員等部会 *母子等福祉資金償還対策強化月間 *児童扶養手当支払 *特別障害者手当等支払	*特別児童扶養手当担当者会議 *主任児童委員研修会
生活福祉課	*実施方針及び事業計画策定 *適正実施推進事業決定 *各町民生・児童委員協議会 *厚生労働省指導監査関係報告 *生活保護関係暴力団対策連絡協議会 *福祉事務所生活保護関係課(係) 長会議 *生活困窮者自立支援連絡調整会 議 *生活保護行政新任職員研修会 *前期準教科書代支給 *後発医薬品使用促進チラシ配布 *生活困窮者自立支援事業、就労 準備支援事業及び学習支援事業 委託契約締結	*各ハローワーク就労支援会議 *保護の動向作成 *家屋補修等一時扶助実施計画樹立 *長期入院・外来患者指導台帳作成 *国民年金等受給額調查 *運営方針及び業務執行計画報告 *厚生労働省指導監查関係報告 *社会福祉行政新任職員研修会 *生活保護行政新任職員研修会 *生活保護行政新任職員研修会 *生活保護行政新任職員研修会 *生活保護行政新任職員研修会 *生活保護行政新任職員研修会 *生活保護行政新任職員研修会 *生活因第者自立支援事業支援調整 会議(各町月1回)	*校外活動参加費調查 *生活保護行政新任職員研修会 *被保護世帯課税(収入)状況調查 *介護保険料等調查 *年金改定額調查
健康支援課			*精神保健家族教室
健康対策課	*地区食生活改善推進員協議会第1回 役員会(2地区~5月) *健康增進事業、補助金 審査 *結核健康診断(委託)受付事務(4 月~) *読影依賴(委託)受付事務 (4月~) *原爆定期健康診断(委託)事務 (4月~)	*地区食生活改善推進員協議会総会(2地区) *市町栄養士研修会 *給食施設従事者研修 *新型インフルエンザ対策地域連絡協 議会 *感染症外来協力医療機関連絡会議	*よい歯のコンクール *栄養士研修会 *給食施設従事者研修 *鳥インフルエンザ発生時の防疫作業 員の健康調査訓練 *HIV検査普及週間(特例検査) *患者・家族交流会、医療生活相談会 (難病)
生活衛生課	*食品営業許可更新施設検査(那須塩原市塩原、那須町、高根沢町) *薬剤師免許申請受付	*食品営業許可更新施設検査(那 須塩原市黒磯・西那須野、さくら市 喜連川、那須烏山市南那須、那珂川町 小川) *食品衛生責任者養成講習会(大田 原地区) *不正大麻・けし撲滅運動(~7月) *源泉調査	田原市大田原、那須烏山市烏山) *調理師等試験願書受付 *食品表示講習会
試験検査課	*健康福祉センター生活衛生課長等	*食品衛生検査施設業務管理連絡会	*信賴性保証責任者等研修会
	会議	議	*食品衛生精度管理セミナー

*保健環境関係試験検査初任者研修 (食中毒菌・食品理化学・食品細	
菌・工場排水等)	
*環境保全担当者研修会	
*日本食品微生物学会学術セマナー	

	7 月	8 月	9 月
総務企画課	*大田原地区公衆衛生協会理事会・総会 *社会保障・人口問題基本調査 *県北圏域障害者雇用支援合同会議	*障害保健福祉圈域調整会議 *災害医療体制検討部会県北地域分科 会	*救急法等講習会 *医療機関立入検査
(福祉支援チーム)	*国民生活基礎調查(所得票調查) *青少年健全育成研修会 *青少年環境浄化立入調查 *児童扶養手当支払	*特別児童扶養手当支払 *特別障害者手当等支払	*栃木県少年の主張発表那須地区大会 * 児童扶養手当現況届審査 * 特別児童扶養手当所得状況届審査 * 特別障害者手当等定時所得等調査 * 児童扶養手当支払
生活福祉課	*被保護者全国一斉調査基礎調査 *資産保有・活用状況調査、資産台帳整備(3年毎) *校外活動参加費支給 *賞与認定 *給食費(8月)削除作業 *児童扶養手当認定替	*被保護者全国一斉調査基礎調査 *後期準教科書代調査 *自主的内部点検 *給食費(9月~)認定作業 *不正受給チラシ配布	*生活保護法施行事務監査 *ケース自己点検 *後期準教科書代支給 *生活保護行政担当職員研修会 I *社会福祉主事養成機関からの福祉 事務所実習受入 *支援給付施行事務監査
健康支援課	*管内精神保健福祉関係者研修会 *精神保健家族教室 *母子保健事業担当者会議 *養育支援関係機関連絡会議 *ようこそ赤ちゃん!支え愛事業 関係者研修会	*自殺対策事業・子どもの心の相談 支援体制強化事業支援機関研修会 及び会議	*管内精神保健福祉関係者研修会 *精神保健家族教室 *精神科病院実地指導・実地審査 *総合養育支援事業(ふたごの会)
健康対策課	*指定難病更新申請受付・面接 *原爆被爆者健康診断(一般検査・前期)(~8月) *肝臓週間(早期発見・早期治療の普及 啓発事業) *地区食生活改善推進員協議会第2回 役員会(2地区 ~8月) *子供の料理コンクール1次審査 (2地区 ~8月) *地域職域連携推進部会「研修会」 *市町栄養士研修会	*指定難病更新申請受付事務・面接 *在宅栄養士・給食施設従事者研修 *コホート検討会 *地域職域連携推進部会(第1回)	*指定難病更新申請受付事務・面接 *市町栄養士研修 *食生活改善推進員リーダー研修 *結核予防週間事業
生活衛生課	*食品営業許可更新施設検査(さくら市氏家) *食品・添加物等の夏季一斉取締り *とちぎハサップ推進月間 *食品衛生責任者再教育講習会 *プール監視(~8月) *生活衛生同業組合協議会支部総会(大田原、矢板、南那須) *愛の血液助け合い運動月間 *温泉利用監視 *大麻監視(補助者等)	*食品衛生月間 *食品・添加物等の夏季一斉取締り *食品衛生責任者再教育講習会 *食品表示合同監視	*食品営業許可更新施設検査(大田原市黒羽・湯津上、矢板市、那珂川町馬頭) *食品衛生責任者養成講習会(大田原地区・烏山地区) *食品衛生責任者再教育講習会 *医療機関立入検査(~2月) *麻薬年間届(~10月)

試験検査課	*夏期食品一斉検査 *全国食品衛生外部精度管理調査 (微生物・理化学)	*食品衛生監視員協議会関東ブロック大会	* 県試験検査精度管理調査(細菌試験・水質試験) * G L P機器定期点検 * 日本食品衛生学会 * 日本食品微生物学会学術総会
	10 月	11 月	12 月
総務企画課	*医療機関立入檢查 *障害保健福祉圈域調整会議	*地区公衆衛生大会 *救急医療機関の告示更新事務 *医療機関立入検査 *地域保健福祉関係職員等研修	*救急医療機関の告示更新事務 *医療機関立入検査
(福祉支援チーム)	*青少年指導員部会·研修会	*青少年健全育成視察研修会 *青少年環境浄化立入調查 *児童扶養手当支払 *特別児童扶養手当支払 *特別障害者手当等支払	*母子等福祉資金償還対策強化月間
生活福祉課	*長期入院・入所ケース訪問調査 (~12月) *収入申告書徴取(入所・入院) *冬季加算認定 *生活保護査察指導員研修会(県社協主催)	*生活保護法施行確認事務監査 *扶養義務調査管内実地調査 *期末一時扶助認定 *収入申告書徴取(農業収入) *賞与認定・農業収入認定調査(米) *各ハローワーク就労支援会議 *生活保護行政担当職員研修会Ⅱ *不正受給防止ちらし配布	*扶養義務調查文書調查 *家賃・間代・地代調查 *校外活動参加費調查 *福祉事務所查察指導員業務研究会 *賞与認定
健康支援課	*管内精神保健福祉関係者研修会 *精神保健家族教室 *精神科病院実地指導・実地審査 *母子保健推進部会	*発達支援指導者研修会兼管内精神保健福祉関係者研修会 *精神保健家族教室 *精神科病院実地指導・実地審査 *精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築研修会 ※すこやか妊娠サポートセミナー	*自殺対策関係者研修会 *精神科病院実地指導·実地審査
健康対策課	*国民健康・栄養調査(2回~11月) *給食施設従事者研修 *健康増進事業補助金審査 *栄養士研修会 *新型インフルエンザ等発生時を想定 した実地訓練 *臓器移植普及推進月間事業 *難病患者在宅ケア推進会議 *地域職域連携推進部会(第2回)	*地区食生活改善推進員協議会第3回 役員会(2地区 ~12月) *原爆被爆者希望による健診(がん検 診)(~2月) *原爆被爆者健康診断(一般検査・後 期)(~2月) *患者・家族交流会、医療生活相談会 (難病)	*世界エイズデー事業 (特例検査、普及啓発事業) *健康増進事業実績報告 *感染症外来協力医療機関連絡会議
生活衛生課	*食品営業許可更新施設検査(那 須塩原市塩原、那須町、高根沢 町、那須烏山市南那須、那珂川町小 川) *食品衛生責任者養成講習会(矢板 地区) *食品衛生責任者再教育講習会 *クリーニング師試験願書受付	町、那須烏山市烏山) *食品衛生責任者養成講習会(大田	*食品営業許可更新施設検査(大 田原市大田原)

試験検査課	*食品衛生検査施設GLP內部点検(監査) *全国食品衛生外部精度管理調査(微生物) *全国食品衛生監視員研修会	*全国食品衛生外部精度管理調查 (微生物) *分析機器展	*年末食品一斉検査 *県試験検査精度管理調査結果検討 会(細菌試験・水質試験) *食品衛生監視員等研修会 *食品衛生精度管理セミナー
	1 月	2 月	3 月
総務企画課	*医療機関立入検査 *衛生検査所立入検査 *地域保健福祉関係職員等研修	*医療機関立入檢查 *障害保健福祉圏域調整会議	*災害医療体制検討部会県北地域 分科会
(福祉支援チーム)	*児童扶養手当支払	*民生委員・児童委員地区別研修会 * 特別障害者手当等支払	*那須地区青少年育成推進連絡協議 会役員会 *児童扶養手当支払
生活福祉課	*中学·高等学校卒業予定者進路調查 *通学用自転車等購入費調查 *高等学校受験状況調查 *扶養義務調查未回答分再調查	*入学準備金支給(小・中学校入学者) *被服費支給(小4進級者) *就職支度金支給 *通学用自転車等購入費支給 *世帯分離見直し検討 *前期準教科書代調查 *学校給食費調查 *公営住宅家賃調查 *生活困窮者自立支援事業関係委託 業者選定 *介護保険普通徴収者認定削除	*基準改定認定(次年度) *援助方針・ケース分類・年間訪問 計画見直し *中学・高等学校卒業者進路確認 *基準改定説明会 *冬季加算削除 *老齢年金受給対象者リストアップ *扶養義務調査台帳作成 *生活困窮者自立支援事業見積書徴 取
健康支援課	*管内精神保健福祉関係者研修会 *精神障害にも対応した地域包括ケ アシステムの構築情報交換会・検 討会 *精神保健家族教室	*精神保健福祉・母子保健事業見直 し検討会 *精神保健家族教室	*援助対象者見直し検討会 *自殺対策ネットワーク会議
健康対策課	*小児慢性特定疾病更新受付事務 *給食施設従事者研修 *原爆被爆者健康診断(一般検査・ 後期)(~2月) *鳥インフルエンザ発生時の防疫作 業員の健康調査訓練 *地域職域連携推進部会(第3回)	*小児慢性特定疾病更新受付事務 *地域の食と健康づくり推進会議 *健康対策課事業見直し検討会 *市町栄養士研修会 *コホート検討会	*小児慢性特定疾病更新受付事務 *地区食生活改善推進員協議会第4回 役員会(2地区) *市町・在宅栄養士研修会 *在宅難病患者援助対象者見直し検討会 *肝炎対策担当者・肝疾患コーディネーター等情報交換会
生活衛生課	*食品営業許可更新施設検査(さくら市氏家) *生活衛生同業組合協議会三支部合同消費者懇談会 *水道監視	田原市黒羽・湯津上、那珂川町馬	
試験検査課	*廃液搬入 *GLP機器定期点検	*保健環境センター試験研究連絡会 議 (環境部門) *GLP機器定期点検	*生活衛生関係業績発表会 *GLP機器定期点検 *日本水環境学会

第3章 各部(各課)別事務概要

1 総務企画課

1 保健、医療及び福祉の総合的推進

- (1) 県北健康福祉センター協議会を開催します。
- (2) 管内市町主管課長会議を開催します。
- (3) 県北地域医療構想調整会議、病院及び有床診療所会議を開催します。
- (4) 県北在宅医療推進支援センターにおいて、医療機関から施設、在宅等への切れ目のない支援 体制を構築するために、会議や研修会等を開催します。また、市町の在宅医療・介護連携推進 事業の取組を支援します。
- (5) 県北障害保健福祉圏域調整会議等を開催します。
- (6) 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするために、地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図る協議の場を設置します。
- (7) ホームページ等を活用し、適時適切な情報提供を行います。

2 健康危機管理の総合調整

- (1) 「県北地区健康危機管理連絡会議」を開催し、県北健康福祉センターを中核とした、平常時に おける関係機関・団体との連携体制の構築と、健康危機発生時における情報の収集、伝達、提 供体制及び対応体制を整備します。
- (2) 健康危機管理への意識の高揚を図るため研修会等を開催します。
- (3) 栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会県北地域分科会を開催し、災害医療 体制の整備に向けた検討を行います。

3 統計調査の実施

(1) 厚生労働省の委任により、公衆衛生活動の基礎資料となる人口動態調査や国民生活基礎調査 をはじめ、医療施設調査、病院報告、衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告等の各種 統計調査を行います。

4 保健・医療・福祉関係職員等の養成及び研修の充実

- (1) 保健・医療・福祉従事者の養成確保と資質の向上を図るため研修を実施します。また、実習生を受け入れます。
- (2) 保健福祉を担う関係者の資質の向上を図るため、地域保健福祉関係職員等研修を実施します。
- (3) 要介護認定の公平・公正化を図るため、要介護認定調査員、介護認定審査委員研修を実施します。

5 病院及び診療所に対する指導、検査等の実施

- (1) 病院、診療所、歯科診療所及び助産所からの許認可申請及び届出についての審査、指導及び 検査を行います。
- (2) 病院及び診療所に対する立入検査を実施します。
- (3) 医療安全相談センターに係る事務を行います。

6 あん摩マッサージ指圧師等施術所、柔道整復師施術所、歯科技工所、衛生検査所に対する指導、 検査等の実施

- (1) あん摩マッサージ指圧師等施術所、柔道整復師施術所、歯科技工所、衛生検査所からの届出 についての審査及び指導を行います。
- (2) 衛生検査所に対する立入検査を行います。

7 救急医療対策の充実

- (1) 救急法等講習会を開催します。
- (2) 救急告示医療機関の認定申出 (新規・更新) に対する調査を行います。

8 地区公衆衛生大会の開催

(1) 大田原地区公衆衛生協会の指導・助言及び地区公衆衛生大会を開催します。

9 各種免許の交付

- (1) 次の各種免許に関する申請、籍訂正、再交付申請等の受理、免許証の交付を行います。
- ア 〈国免許〉医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士
- イ 〈県免許〉准看護師、栄養士

10 石綿による健康被害の救済給付の実施

(1) 石綿による健康被害の救済制度による救済給付の認定申請の受付業務を行います。

〈 福祉支援チーム 〉

1 児童福祉及び児童虐待防止対策の推進

- (1) 児童虐待の対応について、要保護児童の通告受理等、児童相談所及び関係機関と連携して行います。
- (2) 要保護児童対策地域協議会に参画し、関係機関との連携を図ります。
- (3) 里親認定申請書等の受理、及び認定に係る調査等を行います。
- (4) 助産施設及び母子生活支援施設への入所、及び入所後の自立支援を行います。

2 配偶者暴力防止法に係る被害者の相談・支援の推進

(1) 婦人相談員(母子・父子自立支援員兼務)等による相談を行うとともに、婦人相談所へ一時 保護を依頼するなど、必要な支援を行います。

3 母子 (父子・寡婦) 福祉対策の推進

- (1) ひとり親家庭に対して、母子・父子自立支援員(婦人相談員兼務)等による相談や支援を行います。
- (2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付相談、貸付金の交付及び償還支援を行います。

4 児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給

- (1) 児童扶養手当(町)の受給資格認定及び支給事務を行います。
- (2) 特別障害者手当、障害児福祉手当等(町)の受給資格認定及び支給事務を行います。
- (3) 特別児童扶養手当(市町)の受給資格認定及び支給事務を行います。

5 民生委員・児童委員活動への支援

- (1) 民生委員・児童委員を対象とした各種研修会を開催します。
- (2) 主任児童委員を対象とした研修会を開催します。
- (3) 民生委員・児童委員協議会定例会へ出席するなどして、助言や支援を行います。

6 地域福祉の推進

- (1) おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業に関する業務を行います。
- (2) 福祉関係の功績に係る叙勲・表彰に関する業務を行います。
- (3) 厚生労働省所管事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るための国民生活基礎調査(所得票・貯蓄票)を行います。

7 青少年の健全育成の推進

- (1) 那須地区青少年育成推進連絡協議会の運営を行います。
- (2) 同協議会が開催する次の事業を行います。
 - ・少年の主張発表那須地区大会
 - ・環境浄化活動 (携帯電話販売店、書店等の立入調査)
 - ・青少年育成指導員等の研修会

2 生活福祉課

1 生活保護の適正実施

(1) 生活保護業務の実施方針の策定及び適切な運用

生活保護法の実施に当たっては、被保護世帯への適切な援助と自立促進を図るため、実施 方針を策定し、関係機関との連携を密にして制度の適正な運用に努めます。また、生活保護 制度が住民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進や不正受給対策の強化に努めま す。

(2) 生活保護査察指導の実施

査察指導の実施に当たっては、生活保護法の適正な実施を確保するため、査察指導計画を 策定し実施します。

(3) 生活保護適正実施等推進事業の実施

生活保護の適正実施を確保し、生活保護制度に対する地域住民の信頼に応えることを目的として、次の事業を実施します。

ア 扶養義務調査徹底事業

生活保護の原理である補足性の要件を充足するため、扶養義務者等に対して扶養調査を行います。

イ 収入調査徹底事業

収入の調査を徹底し、的確に収入状況を把握します。

ウ保護開始時預貯金等調査徹底事業

生活保護法第29条の規定に基づき関係機関の調査を徹底します。

工 日用品費等支給適正運営事業

適正な日用品費等の支給を図るため、入院患者の日用品費等の調査を実施します。

才 福祉事務所職員県外研修事業

知識・技能等の習得のため、全国研修会等に職員を派遣して資質と実施水準の向上に努めます。

(4) 自主的内部点検の実施

生活保護業務実施上の問題点と改善策を検討するため、個別ケースの内部点検を実施します。

(5) ケース検討・診断会議の運営実施

生活保護法の適正実施に当たり、複雑困難な問題を有するケースについて、開始・廃止の 決定、援助方針、措置内容等を総合的に検討し、決定の適法性、ケースの援助の充実及び妥 当性を確保します。

(6) 自立支援プログラムの実施

被保護世帯の状況を把握し、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化し、各類型毎に自立支援の内容・実施手順を定めた自立支援プログラムに基づき、被保護者に対して必要な支援を組織的に実施します。

- ア 生活保護受給者等就労自立促進事業(公共職業安定所との連携事業)
- イ 年金受給支援プログラム
- ウ 障害者自立支援プログラム
- エ 入院患者退院促進プログラム
- オ 金銭管理委託支援プログラム
- (7) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の活用

一定額の資産価値を有する居住用不動産を所有する高齢者については、社会福祉協議会が 行う要保護者向け不動産担保型生活資金の活用を促進します。

(8) 被保護者就労支援事業

就労支援員を配置し、就労の支援に関し被保護者からの相談に応じるとともに、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等、また就労後における職場定着に向けた支援を行います。

(9) 被保護者健康管理支援事業

被保護者の健康や医療に関するデータを収集・分析し、健康課題を把握した上で、健康管理支援の必要あると認められる者に対し、生活習慣の改善や適正な受診を促すなどの支援を行い、被保護者の健康維持と増進を図ります。

(10) 町、民生・児童委員、医療機関等との連携推進

管内の町と連携を強化するとともに、民生・児童委員協議会に出席する等により連絡協力体制を堅持していきます。また、医療扶助の適正な実施を確保するため、医療機関に対し制度の趣旨徹底と連絡協力体制を推進していきます。

(11) 中国残留邦人に対する支援給付金の適正支給

中国残留邦人とその配偶者の生活の安定を目的として、その世帯の必要に応じて生活支援等を実施します。

(12) 生活保護の統計及び報告の実施

生活保護の実態を数量的に把握し、管内特性の把握等、生活保護業務運営のため活用します。

2 生活困窮者自立支援制度の実施

(1) 生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施

ア 自立相談支援事業の実施

管内4町に4名の自立相談支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口として生活困窮者からの相談を受け、関係機関と連携しながら、包括的な支援・個別的支援・早期的支援・継続的支援を行います。

イ 住居確保給付金の実施

離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給します。また、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

ウ 就労準備支援事業の実施(委託事業)

生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就労が著しく困難な 生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備(訓練)を計画的かつ一貫して実施、支援をしま す。

エ 学習支援等事業の実施 (委託事業)

生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の児童・生徒に対し、学習支援や児童等の悩みや 進学などの助言を行い、児童等の学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上にむけ子ども と保護者の双方に必要な支援をします。

オ 家計相談支援事業の実施

生活困窮の原因が浪費や借金返済等で家計の収支が取れないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにし、生活の再生に向けた情報提供、専門的な助言・指導を行い相談者自身の家計管理能力を高め、早期に生活が再生されることを支援します。

3 健康支援課

1 精神保健福祉の推進

(1) 精神保健福祉対策の総合的な推進

ア 精神保健福祉相談指導事業

精神疾患の早期発見・早期治療を促進するため、精神保健福祉に関する相談、指導を実施します。

- ・精神保健福祉相談(クリニック)
- 家庭訪問・面接・電話相談
- ・事例検討・コンサルテーション・受理会議等を実施し市町・関係機関との連携強化
- イ 自殺対策事業の推進

自殺対策の一環として、住民を対象に普及啓発及び関係者の研修等を実施します。また、 市町や関係機関と連携し、自殺対策のセーフティネットを構築します。

ウ 精神科緊急医療の確保

精神保健福祉法に基づき、緊急に医療を必要とする精神障害者に対して適正な医療を確保するため、申請や通報の受理、調査、診察、連絡調整を実施します。また、警察署等の通報機関や精神科救急情報センターと適切な連携・協力を行います。

エ 精神科病院に対する指導

適正な精神障害者の医療及び保護を確保するため、精神科病院の運営や入院者の処遇の状況を実地において調査し、必要な指導を行います。

- (2) 精神障害者の自立の促進
- ア 自立支援医療の認定及び精神保健福祉手帳の交付
- イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

ウ 措置入院者の退院後支援

地域でその人らしい生活を安心して送れるよう、措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を受けられる仕組みの整備を行います。

エ 市町・相談支援事業所との連携

市町等が行う障害者自立支援法に基づく相談支援体制が円滑に実施されるよう関係機関と 連携を図ります。

- オ 発達障害者及び高次脳機能障害者に対する支援
- (3) 障害者の社会参加の促進
- ア 精神障害者社会参加総合推進事業

家族や関係機関の職員を対象に家族教室や研修等を行い、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進を図ります。

2 母子保健の推進

- (1) 子どもの健やかな成長、発達への支援
- ア 乳幼児健全育成事業 (乳幼児二次健康診査、発達障害児支援事業、総合養育支援事業) 乳幼児の心身障害を早期に発見し、早期療育を行います。
- イ 療育の給付

長期間の入院治療を要する結核児童に対し、医療の給付及び学習用品・日用品の給付を行います。

ウ 子どもの心の相談支援体制強化事業

発達障害等を持つ学齢期の子どもや保護者のために、子どもの心の相談窓口を開設し相談 支援体制の充実を図ります。また、子どもの心の問題等に対応するため、地域の医療機関や 保健・医療・福祉・教育関係機関と連携した支援体制の構築を図ります。

- (2) 安心して妊娠、出産できる環境の確保
- ア 総合養育支援事業

未熟児や特定妊婦等の支援について、産科医療機関・市町等と連携した支援体制の構築を 図ります。

イ ようこそ赤ちゃん!支え愛事業

産後うつ等を抱える妊産婦への支援について、産科・精神科医療機関・市町等と連携し、早期支援が図れるよう体制の構築を図ります。

ウ すこやか妊娠サポート事業

就職や結婚、妊娠、出産を迎える大学生等を対象に、妊娠出産に関する正しい知識等を普及啓発し、妊娠や出産を踏まえたライフプラン設計を支援します。

エ 不妊に悩む方への特定治療支援事業

保険適用外で、高額な体外受精及び顕微授精に係る治療費の一部を助成します。

- オ 受胎調節実施指導員免許申請の受理
- (3) 思春期保健対策の充実

思春期の子どもやその保護者に対して、命の大切さや性に関する正しい情報を普及啓発するため教室を行います。

- (4) 母子保健推進体制の整備
- ア 母子保健推進部会

母子保健対策のあり方等について協議するとともに、保健・医療・福祉・教育等関係機関との連携を図ります。

4 健康対策課

- 1 とちぎ健康21プラン(2期計画)の推進
 - (1) とちぎ健康21プラン(2期計画)推進事業

「とちぎ健康21プラン(2期計画)に基づき生活習慣の改善等を図り県民の健康を支え守るための社会環境の整備・改善を推進します。

(2) 地域・職域連携の推進

地域・職域連携推進部会を開催し、地域の健康課題の抽出や検討を行い、情報交換会・研修を通じて、プランを推進します。

2 健康長寿とちぎ県民運動推進事業の推進

健康づくり推進条例に基づき、健康長寿とちぎ県民推進運動を推進します。

3 生活習慣病対策の推進

糖尿病や脳卒中、がんなどの生活習慣病の予防について普及啓発をはかるとともに、特定健 診・保健指導及び健康増進法に基づき市が実施する保健事業の評価について支援を行う。

4 企業・民間団体による健康づくり社会環境整備促進

産官学連携による健康づくり関連製品等企画促進及び健康づくり支援・相談拠点整備を促進 します。

- 5 栄養改善対策の推進
 - (1) 専門的·広域的食生活指導·支援事業

疾患を抱える患者及び素の家族に対して、専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導等を実施することで、その健康の維持・増進や食生活の不安の解消、ひいてはQOLの向上を図ります。

(2) 地域の人材育成推進事業

地域の健康づくりや栄養改善業務を効果的に推進するため、管内市町所属及び在宅の栄養 士、食生活改善推進員等を対象に研修会を開催します。

(3) 給食施設等指導事業

健康増進法に基づき、特定給食施設やその他の給食施設等の衛生及び栄養管理の適正化を 図るため、給食施設巡回指導や相談、研修会を開催します。

また、給食研究会を支援し、給食種別ごとのネットワークづくりを支援します。

(4) 国民健康·栄養調査受託

健康増進法に基づき、県民の健康・栄養状態を明らかにするため必要な調査を実施します。

(5) 特別用途食品及び栄養表示基準等指導事業

健康増進法及び食品表示法に基づき、特別用途食品の相談や、食品表示(保健事項)等に関する指導を行います。

6 栄養食生活改善環境整備の推進

(1) 地域の食と健康づくり推進事業

地域の健康づくりの関係者との連携強化を図りつつ、子どもの頃から高齢期までの、食育・健康づくりを推進するための会議・研修会等を開催します。

(2) ヘルシーグルメ推進事業

企業や団体と連携し、県民の健康的な食生活等の環境を整えるため、「とちぎのヘルシーグルメ推進店」の推進拡大、栄養成分表示やヘルシーメニューの提供に関する相談指導、研修会等を開催します。

7 運動・身体活動推進事業の推進

健康づくりのためのウォーキング普及に向けた機運を高めます。

8 喫煙対策の充実

- (1) 職場等における受動喫煙防止の環境整備を支援します。
- (2) 多数の人が利用する店舗・施設における受動喫煙を防止するため「とちぎ禁煙・分煙推進店 (施設)」の登録を推奨します。
- (3) 健康増進法の改正について広く周知し、相談・苦情等の対応を行います。

9 次世代への健康づくり事業の実施

学校等へ健康づくり専門家を派遣し、健康づくりに関する意識の啓発や知識を提供します。

10 歯科保健の推進

県民自らが歯及び口腔の健康づくりに関心と理解を深めることができるよう、コンクールや 啓発を実施します。

11 難病対策の推進

(1) 小児慢性特定疾病、指定難病特定医療費

小児慢性疾病及び原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち、特定の疾病について、その患者家族の医療費の負担軽減を図るため、保険診療自己負担分の一部を公費負担します。

(2) 難病患者地域支援対策事業及び小児慢性特定疾患総合支援支援事業

在宅で療養している難病患者及び家族への支援を行うため、関係機関、患者団体及び専門医 師等との連携を推進します。

- ア 申請等の面談・電話相談
- イ 保健師・専門医等による訪問指導、事例検討会
- ウ 在宅難病患者支援者等研修会
- エ 在宅神経難病患者等の緊急時のための情報提供
- オ 患者・家族会、医療生活相談会

12 感染症対策の推進

感染症の予防及びまん延防止のため、新型インフルエンザ等感染症を含む感染症に対し、法に基づき適切な対策を実施します。

- (1) 感染症予防対策
- ア 集団給食従事者、水道従事者、福祉施設入所者等の腸内細菌(細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌 O-157等)の検索
- イ 感染症予防機動班による集団給食施設等への監視指導の実施
- ウ 施設等管理者や介護従事者等を対象とした、感染症予防に関する知識及び技術に関する指導 ・助言の実施
- (2) 感染症発生時対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、迅速かつ的確に対策を実施します。なお、感染症類型に応じて以下のことを行います。

- ア 疫学調査、応急入院勧告、患者の搬送、健康診断の勧告や消毒の命令等の実施
- イ 感染症診査協議会、感染症診査協議会結核部会の開催
- ウ 医療費の公費負担の実施
- エ 結核患者の登録管理及び結核登録者情報システムの実施
- オ 結核患者各自に適した必要な服薬支援(地域DOTS)の実施
- カ 年間を通じた、感染症指定届出医療機関からの感染症発生情報、病原体情報の収集及び住民 に対する感染症流行状況の提供及び感染予防のための普及啓発の実施
- (3) 新型インフルエンザ等対策

行動計画及びガイドラインに基づき、迅速かつ的確に対策を実施します。

(4) 鳥インフルエンザ発生時の防疫作業員の健康調査

対応指針等に基づき、関係機関と連携し迅速かつ的確に実施します。

(5) エイズ・性感染症予防対策

特定感染症予防指針に基づき以下の事業を実施します。

- ア HIV抗体検査、性感染症(梅毒、クラミジア、淋菌)検査
- イ HIV検査普及週間や世界エイズデーに合わせたエイズ・性感染症に関する普及啓発事業の実施
- (6) 肝炎対策
- ア B型・C型肝炎ウイルス検査の実施
- イ ウイルス性肝炎者等陽性者フォローアップ事業の実施
- ウ 電話等による相談の受付
- エ 医療費助成(償還払いを含む)に関する相談及び申請の受付

13 原爆被爆者援護の推進

原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づき、被爆者の健康管理を図るため、手帳の交付、 手当の支給、健康診断の実施等被爆者援護事業を実施します。

14 骨髄バンク登録の推進

骨髄バンク登録に対する理解と普及啓発を推進するため、骨髄提供希望者からの相談を受け、 登録に必要な採血業務等を行います。

15 臓器移植の推進

臓器提供意思カードの普及を推進します。

5 生活衛生課

1 食品の安全確保の推進

ノロウィルスや腸管出血性大腸菌O-157等による食中毒など食品による事故の発生を防止するため、食品関係営業施設に対する指導及び検査等を実施します。

(1) 食品関係営業施設の許可に係る指導及び検査

食品関係営業施設の新規許可及び更新許可に係る指導及び検査を実施します。

(2) 食品関係営業施設及び給食施設の監視および衛生指導

食品衛生機動班を活用して、観光地のホテル、旅館、製造業者及び大規模販売等の食品関係営業施設を、また感染症予防機動班を活用して給食施設の監視指導を強化し、食品による健康被害の発生を防止します。さらに、食品製造加工業届出施設についても監視指導を行い、食の安全安心の確保に努めます。

(3) 食品の収去検査の実施

食品製造施設、スーパーマーケット等の食品販売店から食品を収去検査し、不良食品の流通を防止します。

また、放射性物質に汚染された不良食品の流通防止のため、併せて収去検査を実施します。

(4) 食品関係営業者等に対する衛生講習会及びリスクコミュニケーションの実施

食品関係営業者等に対する衛生講習会を実施し、食品の衛生的な取り扱い及び適正表示等の指導を行うとともに、食品の安全性に対する正しい理解促進のため、消費者、食品関係営業者、行政との相互理解推進を図ります。

(5) 食品衛生関係団体の育成指導

栃木県食品衛生協会の支部等の育成指導を行うとともに、食品衛生指導員等の活動強化を 図り、食品取扱従事者の健康管理、施設の改善等の自主衛生管理を促進します。

(6) とちぎHACCPの普及推進

栃木県食品自主衛生管理認証制度(とちぎHACCP)の普及を図ることにより、食中毒等 事故のリスクを低減し、消費者が安全な食品を選択する際に参考となる情報を提供します。

2 生活衛生の推進

(1) 生活衛生関係営業施設の許可、監視指導

理容所・美容所・クリーニング所の確認、旅館・公衆浴場及び興行場の許可、民泊の届出受理 及び各施設の設備・衛生管理等の監視指導を行います。

(2) 建築物衛生法に関する衛生指導・事業登録

特定建築物に対して、衛生的な維持管理に係る監視指導と共に特定建築物の届出及び自主管理の指導を行います。また、建築物衛生法に基づく登録業の登録、衛生管理指導を行います。

(3) 衛生害虫等の駆除に係る指導

住宅衛生、衛生害虫等に係る相談に対して、駆除の方法等の適切な指導・助言を行います。

(4) 遊泳用プールの監視指導

設備、衛生管理等の監視指導を行います。

3 狂犬病予防事業の推進

市町及び獣医師会と連携し、狂犬病予防業務の推進を図ります。

4 水道対策の推進・飲用井戸衛生指導

良質で安定した水の供給を図るため、上水道、簡易水道等の施設整備及び適正管理の監視指導を行うとともに住民からの飲用井戸の衛生管理についての相談に応じ、指導助言を行います。

5 薬事対策の推進

(1) 薬局・毒物劇物販売業等の許可・登録、監視指導

薬局及び高度管理医療機器販売業等の許可を行うとともに、医薬品等の有効性、安全性を確保するために監視指導を行います。

毒物劇物販売業の登録を行うとともに、危害防止のための監視指導を行います。

(2) 薬局機能情報の提供

薬局機能情報を集約し、地域住民へのわかりやすい情報提供に努めます。

6 麻薬・薬物乱用防止対策事業

麻薬・向精神薬・大麻・覚せい剤原料取扱者等に対する免許事務を行うとともに、これらの施設 等への監視指導を実施します。

また、覚せい剤・大麻等薬物の乱用を未然に防止するため、啓発運動を行うと共に、再乱用防止のための支援を行います。

7 血液対策の推進

栃木県献血推進計画に基づき、管内市町・地区献血推進協議会及び関係機関との密接な連携の もとに、献血思想の普及啓発を実施します。

8 温泉の保護と適正利用の推進、及び災害防止の徹底

温泉の保護と適正利用を推進し、併せて温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止と浴用施設における硫化水素による事故の防止を図るため、温泉掘削等の許認可事務を行うとともに、温泉監視要領に基づき監視指導を実施します。

9 生活衛生同業組合協議会の運営

生活衛生営業者の健全な経営と良好な衛生水準の向上を図るため、生活衛生同業組合協議会大田原支部、矢板支部、南那須支部の事務局として協議会事業の運営、会計事務を担当します。

6 試験検査課

1 食品衛生検査の推進

複雑化、多様化する食品の安全・安心に関する問題に対応するため、行政検査の重要性が増大しています。科学的な根拠に基づいた行政指導等を行うため、精度の高い規格基準検査を実施します。

また、O-157による食中毒は、食肉を生や加熱不足で食べて感染し、死者の出た事例が発生していますが、食肉だけでなく広範な食品が感染の原因となっています。さらに、サルモネラ属菌の二次汚染による食中毒は、大規模になりやすい傾向が続いています。このため、収去検査時にあわせて、これらの菌による汚染実態調査を実施します。これらの検査において、食品衛生検査施設における検査又は試験の業務管理基準(GLP)を遵守し、試験検査の信頼性の確保を図ります。

2 臨床細菌検査の推進

食中毒予防及び感染症予防のため、集団給食従事者、水道従事者、福祉施設入所者等の腸内細菌検査等を実施します。

3 環境・公害検査の推進

環境保全のため、環境森林事務所から依頼された工場排水等の生活環境項目の検査を実施します。

4 調査研究の推進

効率的な試験検査法の検討や行政指導等の一助とするため、食品衛生等に関する調査研究を 推進します。

第4章 令和元(2019)年度各部(各課)の事業実績

□ 総務福祉部

1 県北健康福祉センター協議会

住民が健康に生きがいを持って安心して暮らすことができるよう、健康福祉センター協議会を設置し、地域 保健福祉対策を総合的に推進しました。また、県北地域における将来の目指すべき医療提供体制等を検討 するため、県北地域医療構想調整会議及び県北構想区域病院及び有床診療所会議を開催しました。

(1) 県北健康福祉センター協議会

□	開催日時・場所	内	容	出席者数
1	R1(2019).6.26	1	健康福祉センターの新規事業・重点事業について	委員
	(水)	2	地域医療構想について	22名
	塩谷庁舎	3	その他	
	4 階会議室			

(2) 県北地域医療構想調整会議

口	期日	内	容	出席者数
1	R1(2019).7.30	1	外来医療計画について	委員
	(火)	2	医師確保計画について	18名
	塩谷庁舎	3	平成 30 年度病床機能報告集計結果の概要等について	
	4 階会議室			
2	R1(2019).12.23	1	外来医療計画について	委員
	(月)	2	医師確保計画について	20名
	塩谷庁舎	3	公立公的医療機関等の診療実績データ分析について	
	4 階会議室			

(3) 県北構想区域病院及び有床診療所会議

口	期日	容		出席者数
1	R1(2019).10.9	病床機能報告の分析	斤について	
	(月)	外来医療計画につい	いて	3 4 名
	塩谷庁舎	医療機関に対する征	役割調査及び意向調査について	
	4階会議室			

2 管内市町保健・福祉担当主管課長会議等

管内市町との連携を一層強化しながら円滑な事業の推進を図るため、管内市町保健・福祉担当主管課長会議を開催しました。また、地域の関係機関・団体と連携し、平常時及び健康危機事象発生時における危機管理体制を整備するため、県北地区健康危機管理連絡会議等を開催しました。

(1) 管内市町保健・福祉担当主管課長会議

口	期日	内	容	出席者数
1	R1 (2019) 5. 24	1	令和元(2019)年度 県北・矢板・烏山健康福祉センター	市町
	(金)		事務事業執行方針・重点事業について	27 名
	塩谷庁舎	2	各市町保健・福祉事業の概要 (令和元(2019)年度新規事	
	4 階大会議室		業、重点事業等)について	
		3	市町提出議題について	
		4	その他	

(2) 県北地区健康危機管理連絡会議

回	期日	内容	出席者数
1	R2(2020).2.5	① 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について	構成員
	(水)	② 本県の対応について	38 名
	那須庁舎	③ その他	
	本館2階		
	第一会議室		

(3) 災害医療体制検討部会県北地域分科会

	期日	内容	出席者数
回			
1	R1 (2019). 6. 28 (月) 塩谷庁舎 101 会議室	広域災害救急医療情報システム(EMIS)入力訓練	関係医療機関 19 名

3 在宅医療推進支援センター事業

在宅医療に関する関係機関相互の連携を強化し、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図るため、在宅医療・介護連携支援事業に取り組む市町への支援を行うと共に、会議や研修会等を開催しました。

また、入退院支援の取組として作成した「在宅療養に係る 入退院支援の手順書」について、関係者への周知に努めました。

(1) 会議・研修会等

	開催日時・場所	内容	出席者数
1	R 元(2019).6.	塩谷圏域在宅医療·介護連携推進事業担当者会議	
	5(水)	・市町在宅医療・介護連携推進事業の取組について	9名
	さくら市氏家保	・県及び県北在宅医療推進支援センターの取組について	
	健センター		

2	R 元(2019). 10.	入退院支援に関する研修会	
	2 (水)	「入退院支援における地域連携と情報共有」	120名
	那須赤十字病院	活動紹介及びグループディスカッション	
	マイタウンホール		
3	R 元(2019). 12.	在宅医療連携ネットワーク研修会	
	13(金)	「在宅緩和ケアを実施するための知識と知恵」	75名
	那須塩原市	講師 国際医療福祉大学病院 心療内科医長	
	長寿センター		

4 医 事

医療法に基づき、病院に対する立入検査を行うほか、病院及び診療所等からの許認可申請及び各種届け出について審査・指導・検査を行い、医療施設等の管理運営の適正化を図りました。

(1) 医療施設

(令和2(2020)年4月1日現在)

区 分	病院		診療所		歯科診療所		助産所		計	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
大田原市	4	888	51	69	25		1	3	81	960
那須塩原市	6	1, 160	63	8	51		2	2	122	1, 170
那須町	1	321	13	19	9		1		24	340
小 計	11	2, 369	127	96	85		4	5	227	2, 470
矢 板 市	3	666	19	57	15				37	723
さくら市	2	361	28	18	16		1	3	47	382
塩 谷 町			7		6				13	
高根沢町	2	187	17	5	12				31	192
小 計	7	1, 214	71	80	49		1	3	128	1, 297
那須烏山市	2	272	(3) 21		13				(3) 36	272
那珂川町	1	50	9		5				15	50
小 計	3	322	(3)		18				(3) 51	322
合 計	21	3, 905	(3) 228	176	152		5	8	(3) 406	4, 089

※() 内は、休止中(再掲)

区 分	あん摩・マッサージ・ 指圧・はり・きゅう	柔道整復	歯科技工所	計
大田原市	(15)			(15)
人 田 原 巾	56	27	6	89
那須塩原市	(77)			(77)
	161	43	18	222
那 須 町	(10)			(10)
74	28	5	6	39
小 計	(102)			(102)
H1	245	75	30	350
人 矢 板 市	(8)			(8)
人 仮 巾	25	12	13	50
さくら市	(7)			(7)
	27	18	9	54
塩 谷 町	(1)			(1)
	4	5	2	11
高根沢町	(8)			(8)
	21	11	6	38
小 計	(24)			(24)
	77	46	30	153
那須烏山市	(4)			(4)
71. X % E 11.	14	9	6	29
	(1)			(1)
那珂川町	9	3	3	15
	(5)			(5)
小 計	23	12	9	44
	(131)			(131)
合 計	345	133	69	547

※()内は、出張マッサージのみの届出(再掲)

5 人口動態統計

人口動態統計は、統計法に基づく指定統計として、出生・死亡・死産・婚姻・離婚届により作成され、公衆衛生活動の基礎資料として活用されています。

(1) 人口動態総覧(平成30(2018)年確定)

① 実 数

(単位:人)

											(T-12)
			出生	死 亡	自然増加	乳 児 亡	新生児 死 亡	死 産	周産期 死 亡	婚 姻	離婚
栃	木	県	13,495	21,885	-8,390	35	15	286	54	8,182	3,092
県	北 管	内	2,413	4,378	-1,965	5	2	48	8	1,528	623
大	田原	市	458	818	-360	1	1	12	1	278	121

矢 板 市	169	379	-210	2	1	4	1	120	56
那須塩原市	878	1,198	-320	1	l	16	3	514	250
さくら市	346	485	-139	l	ı	4	l	211	64
那須烏山市	136	414	-278	-	-	3	1	72	34
塩 谷 町	41	172	-131	l	ı	1	l	29	22
高根沢町	236	302	-66	1	l	4	l	179	36
那 須 町	92	353	-261	l	l	2	l	73	24
那珂川町	57	257	-200	I	l	2	2	52	16
大田原地区	1,428	2,369	-941	2	1	30	4	865	395
矢 板 地 区	792	1,338	-546	2	1	13	1	539	178
鳥 山 地 区	193	671	-478		_	5	3	124	50

② 率 (1,000人対)

	出生	死 亡	自 然 増 加	乳 児 死 亡	新生児 死 亡	死 産	周産期 死 亡	婚 姻	離婚
栃木県	7.0	11.4	-4.29	2.6	1.1	20.8	4.0	4.3	1.61
県 北 管 内	6.5	11.7	-5.26	2.1	0.8	19.5	3.3	4.1	1.67
大田原市	6.2	11.1	-4.86	2.2	2.2	25.5	2.2	3.8	1.63
矢 板 市	5.2	11.7	-6.51	11.8	5.9	23.1	5.9	3.7	1.74
那須塩原市	7.5	10.3	-2.75	1.1	-	17.9	3.4	4.4	2.15
さくら市	7.7	10.8	-3.10	l	ı	11.4	_	4.7	1.43
那須烏山市	5.3	16.1	-10.80	ı	ı	21.6	7.4	2.8	1.32
塩 谷 町	3.8	16.0	-12.17	l	ı	23.8	_	2.7	2.04
高 根 沢 町	8.0	10.2	-2.24	4.2	ı	16.7	_	6.1	1.22
那 須 町	3.8	14.7	-8.84	l	ı	21.3	_	3.0	1.00
那珂川町	3.6	16.3	-12.64	ı	ı	33.9	35.1	3.3	1.01
大田原地区	6.7	11.1	-4.30	1.4	0.7	21.0	2.8	4.0	1.84
矢 板 地 区	6.8	11.4	-4.70	2.5	1.3	16.4	1.3	4.6	1.52
烏 山 地 区	4.6	16.2	-11.50	=	=	25.9	15.5	3.0	1.20

(2) 五大死因別死亡数(平成30(2018)年確定)

(単位:人)

			総数	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故	その	うち自殺
板	木	県	21,885	5,849	3,441	2,209	1,479	577	8,330	324
県	北管	内	4,378	1,135	715	391	278	122	1,730	71
	大田原	市	818	234	109	66	58	28	323	13
	矢 板	市	379	91	66	31	27	12	152	7
	那須塩原	市	1,198	346	176	92	67	30	487	22

	さくら市	485	111	86	59	39	20	171	7
	那須烏山市	414	104	87	38	15	7	163	8
	塩 谷 町	172	35	27	16	13	7	74	1
	高根沢町	302	75	55	38	18	10	106	2
	那 須 町	353	81	61	18	24	82	161	9
	那珂川町	257	58	48	33	17	7	9492	3
大	田原地区	2,369	661	346	176	149	66	971	44
矢	长板 地 区	1,338	312	234	144	97	49	502	17
鳥	出 地 区	671	162	135	74	32	14	257	10

6 地域保健福祉教育研修

在宅サービスを担う保健・福祉関係者の研修を行い資質の向上を図るとともに、看護学生・医学生・栄養士学生等の実習指導を通して人材育成を図りました。

(1) 地域保健福祉関係職員等研修

		開催日時・場所	内容	対 象	出席者数
		R2 (2020) .1.20(月)	講話及びワークショップ	管内保健師	
	1	大田原市役所	「母子保健分野における動機付け面接法」	等	3 1 名
	1	市民協働ホール	講師 国立成育医療研究センター社会医学研究部		
L			三瓶 舞紀子氏		

(2) 実習生等指導状況

	学 校 名 等	実習日数	実習生数
1	獨協医科大学(医学部)	4日間	4 名
2	自治医科大学(医学部)	5日間	4 名
3	新潟大学(医学部)	2日間	1 名
4	足利大学(看護学部看護学科) 3グループ。	9日間	11 名
5	獨協医科大学(看護学部看護学科) 3グループ。	6日間	11 名
6	国際医療福祉大学(保健医療学部看護学科) 3グループ。	12日間	14 名
7	自治医科大学(看護学部3年) 4グループ	16日間	16 名
8	栃木県立衛生福祉大学校(保健学部保健学科) 2グループ	16日間	4 名
9	東洋大学(食物環境科学部健康栄養学科)	5 日間	3 名
10	中央福祉医療専門学校(社会福祉科)	5 日間	1 名
計	10校 20グループ	80日間	69名

(3) 介護保健認定調查員·介護認定審査会委員研修

	研 修 名	内容	回 数	参加者数	会 場 等
新	認定調査員研修	① 介護保険の実施状況 ② 要介護	口	人	県北健康福祉センター
任		認定等の基本的な考え方 ③ 調査員	6	42	
研		の役割と業務 ④ 認定調査の実施方			
修		法			
	介護認定審査会	① 介護保険の実施状況			県北健康福祉センター
	委員研修	② 要介護認定等の基本的な考え方	4	7	
		③ 認定審査会の手順			

(4) 救急法等講習会

開催日時·場所		内	容	対象者	出席者数
R2(2020).2.21(講話·実技	普通救命講習	I (心肺蘇生法(A	管内のAED 設置県	
金)	EDを含む)))		有施設職員	13名
那須地区消防	講師 那須均	也区消防組合職	員		
組合会議室					

7 障害者福祉関係

障害のある人がその有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町が障害福祉サービスを一元的に提供していますが、健康福祉センターでは、障害者の生活支援や就業支援、相談のための広域的な調整などの市町支援を行いました。

(1) 身体障害者手帳交付状況(令和2(2020)年4月1日現在)

① 障害種類別 (単位:人、%)

市 町 名	区分	視覚	聴覚・	音言・	肢体	内 部	複合	計	対人口
			平衡	そしゃく	不自由				比率
大田原市	18 歳未満	0	7	1	29	4	4	45	0.44
	全 数	173	430	33	1,669	948	183	3,436	4.67
矢 板 市	18 歳未満	0	6	0	16	5	2	29	0.67
	全 数	74	139	10	701	385	55	1,364	4.31
那須塩原市	18 歳未満	7	10	0	48	10	6	81	0.44
	全 数	350	383	35	2,043	1,295	206	4,312	3.72
さくら市	18 歳未満	0	3	0	6	2	2	13	0.17
	全 数	66	137	17	763	361	65	1,409	3.15
那須烏山市	18 歳未満	0	2	1	7	0	2	12	0.38
	全 数	77	181	10	624	325	62	1,279	5.09
塩 谷 町	18 歳未満	0	0	0	1	0	0	1	0.08
	全 数	38	52	4	248	186	34	562	5.33
高根沢町	18 歳未満	0	1	0	8	3	1	13	0.30

	全 数	61	131	12	513	341	55	1,113	3.79
那 須 町	18 歳未満	1	7	0	3	1	0	12	0.43
	全 数	66	117	12	573	360	42	1,170	4.91
那珂川町	18 歳未満	0	0	0	4	2	0	6	0.35
	全 数	47	92	3	393	219	33	787	5.12
計	18 歳未満	8	36	2	122	27	17	212	0.40
	全 数	952	1,662	136	7,527	4,420	735	15,432	4.17

※人口については、年齢別人口調査結果(市町別年齢別人口)による。令和元(2019)年 10 月 1 日 現在。

① 等級別 (単位:人)

市町名	区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
	1 %		2 //2	0 1/12	1 ///	0 1/2	0 1/12	H.
大田原市	18 歳未満	19	9	9	2	3	3	45
	全 数	1,025	555	423	970	225	238	3,436
矢 板 市	18 歳未満	8	8	9	4	0	0	29
	全 数	423	190	212	323	116	100	1,364
那須塩原市	18 歳未満	25	27	13	6	7	3	81
	全 数	1,443	681	560	1,089	293	246	4,312
さくら市	18 歳未満	3	7	2	0	0	1	13
	全 数	366	236	207	402	112	86	1,409
那須烏山市	18 歳未満	3	3	3	0	2	1	12
	全 数	336	181	174	331	111	146	1,279
塩 谷 町	18 歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	全 数	179	58	81	160	49	35	562
高根沢町	18 歳未満	7	2	2	0	2	0	13
	全 数	351	153	155	291	72	91	1,113
那須町	18 歳未満	3	5	1	1	0	2	12
	全 数	347	183	163	310	87	80	1,170
那珂川町	18 歳未満	3	2	1	0	0	0	6
	全 数	213	122	93	230	63	66	787
計	18 歳未満	72	63	40	13	14	10	212
	全 数	4,683	2,359	2,068	4,106	1,128	1,088	15,432

(2) 療育手帳交付状況(令和2(2020)年4月1日現在)

(単位:人)

市町名	A 1	A 2	A	小 計	В 1	В 2	В	小 計	合 計	前年同期 との比較
大田原市	93	163	3	259	227	226	1	454	713	+21
矢 板 市	42	73	3	118	87	68	0	155	273	0
那須塩原市	146	202	1	349	286	362	1	649	998	+44
さくら市	45	93	1	139	110	129	0	239	378	+16
那須烏山市	32	71	0	103	112	94	2	208	311	+11

塩 谷 町	19	28	1	48	38	31	2	71	119	+2
高根沢町	31	52	2	85	67	85	0	152	237	+14
那 須 町	25	88	0	113	95	80	0	175	288	+4
那珂川町	20	46	0	66	53	46	0	99	165	+4
計	453	816	11	1,280	1,075	1,121	6	2,202	3,482	+116

(3) 障害保健福祉圏域調整会議

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための各市町障害福祉計画の推進のため、県北 障害保健福祉圏域調整会議を開催しました。

◆県北障害保健福祉圏域調整会議

口	期日	内容	出席者数
1	R1 (2019).	① 障害福祉計画(第5期計画)·障害児福祉計画(第1	各市町等
	7.11 (木)	期)の取組状況について	
		② その他	31 名

(4) 医療的ケア児支援の協議の場

医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするために、地域の課題等についての意見交換会を開催しました。

◆医療的ケア児に係る情報交換会

口	期日	内容	出席者数
1	R2 (2020). 2. 20 (木)	① 医療的ケア児に係る各関係機関の現状について② 医療的ケア児に係る在宅療養及び医療体制に関する 課題と要望について③ その他	医師、相談支援専門 員、訪問看護ステー ション事業者、特別 支援学校教諭等
			15 名

8 障害者福祉事業関係

福祉の増進を図ることを目的として、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に特別障害者手当を、重度の障害があるため、常時の介護を必要とする状態にある方に障害児福祉手当(20歳未満の児童)・経過的福祉手当(20歳以上の方)を支給しました。

また、精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童について、福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当を父母等に支給しました。

(1) 特別障害者手当等受給状況(令和2(2020)年4月1日現在)

(単位:人)

市町名	受給者数	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当経過措置分	支給停止者数
塩 谷 町	11	7	4	0	0
高根沢町	30	18	12	0	0
那 須 町	38	31	7	0	0
那珂川町	15	9	5	1	0
計	94	65	28	1	0

(2) 特別児童扶養手当受給状況(令和2(2020)年4月1日現在)

(単位:人)

		障	害	別	
市 町 名	受給者数	身体障害	知的障害	重複障害	支給停止者数
大 田 原 市	116	28	96	1	11
矢 板 市	65	21	48	1	6
那須塩原市	240	65	184	1	19
さくら市	56	11	47	1	6
那須烏山市	31	6	27	0	5
塩 谷 町	18	3	5	0	0
高根沢町	47	13	41	0	3
那 須 町	42	12	33	0	4
那珂川町	22	6	17	0	0
計	627	165	498	4	54

9 石綿による健康被害の救済制度関係

石綿(アスベスト)により中皮腫や肺がんにかかった方及びそのご遺族の方に対し、環境再生保全機構が医療費等や一時金(特別遺族弔慰金等)を支給しており、健康福祉センターでは、救済給付申請の受付等を行っています。

年度	申請受理件数	相談実件数	備考
27 (2015)	1	1	
28 (2016)	1	2	
29 (2017)	1	3	
30 (2018)	1	1	
R元 (2019)	0	0	

10 市町支援事業の実施

市町の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護保険法に基づく実地指導を実施しました。

◆ 市町実地指導実施状況

		実施年度		
市町名	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	備考
大田原市			0	R2(2020).2.5 実施
矢 板 市	0			
那須塩原市	0			
さくら市			0	R2(2020).2.14 実施
那須烏山市		0		
塩 谷 町	0			
高根沢町		0		

那須町	0		
那珂川町		0	R2(2020).1.29 実施

11 介護保険事業

介護保険法に基づき、介護保険事業者の指定等及び実地指導を行いました。

(1) 指定、更新、変更等

指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者の指定等(ただし、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設のみなし指定(介護予防)通所リハビリテーションを除く。)を行いました。

(2) 実地指導業務

指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護老人保健施設の実地指導を行いました。

◆ 指定居宅サービス事業者・介護施設

(令和2(2020)年3月31日現在)

		-					(令和2	(2020) 4	эдэт	口5亿亿
	大田原市	那須塩原市	矢 板 市	さくら市	那須烏山市	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	計
サービスの種類										
訪問介護	17	23	9	5	3	1	4	5	7	74
訪問入浴	1	2	1							4
介護予防訪問入浴	1	2	1							4
訪問看護	6	9	2	1	2	1	2	1		24
介護予防訪問看護	6	9	2	1	2	1	2	1		24
訪問リハビリ		1								1
介護予防訪問リハビリ		1								1
居宅療養管理指導	1									1
介護予防居宅療養管理指導	1									1
通所介護	19	26	7	11	8	3	7	8	5	94
通所リハビリ	2	3	2	2	2	1	1			13
介護予防通所リハビリ	2	3	2	2	2	1	1			13
短期入所生活介護	11	16	5	5	7	3	2	3	2	54
介護予防短期入所生活介護	11	16	5	5	7	3	2	3	2	54
短期入所療養介護	3	4	2	2	2	2	1			16
介護予防短期入所療養介護	3	4	2	2	2	2	1			16
福祉用具貸与	5	7	2	2	1	1		1	3	22
介護予防福祉用具貸与	5	7	2	2	1	1		1	3	22
特定福祉用具販売	4	6	2	2	1	1		1	3	20
特定介護予防福祉用具販売	4	6	2	2	1	1		1	3	20
特定施設入居者生活介護	3	4	1	1	2			1		12

介護予防特定施設入居者生活介護	3	4	1	1	2			1		12
介護老人保健施設	2	4	2	2	2	1	1			14
合 計	110	157	52	48	47	23	24	27	28	516

[※] 法第71条によるみなし指定(医療みなし)及び休止事業所を除く。

12 児童福祉施設指導監査

児童福祉法に基づき、保育行政の実施機関である市町における保育所入所事務等の事務処理及び公立 保育所についての指導監査を実施しました。また、社会福祉法及び児童福祉法に基づき、認可保育所及び管 内の町において保育所のみを運営する社会福祉法人について指導監査を実施しました。

◆ 保育所の設置状況等

(令和2(2020)月4月1日現在)

市町名	公立保育所	認可保育所(民間)	保育行政担当課
大田原市	3	8	保育課保育係
矢 板 市	1	7	子ども課保育担当
那須塩原市	10	13	保育課保育係
さくら市	3	5	こども政策課保育係
那須烏山市	3	1	こども課保育グループ
塩 谷 町	1	2	保健福祉課子育て支援担当
高根沢町	4	3	こどもみらい課保育係
那須町	7	0	こども未来課保育係
那珂川町	0	0	子育て支援課子育て支援係
合 計	32	39	

[※]指導監査対象の社会福祉法人は高根沢町に1ヶ所。

13 高齢者福祉関係

少子高齢化が急速に進行する中、地域包括ケアシステムの構築における中核機関として期待されている地域包括支援センターに対し、職員研修の実施など機能強化に係る支援等に取り組みました。

◆ 市町別高齢化率の推移(各年10月1日現在)

(単位:人・%)

市町村名	平成29(2017)年		平成30(2018)年	令和元(2019)年		
	65 歳以上人口/人口	高齢化率	65 歳以上人口/人口	高齢化率	65 歳以上人口/人口	高齢化率	
大田原市	20,022/74,593	27.2	20,466/74,019	28.0	20,802/73,508	28.3	
矢 板 市	9,949/32,651	30.6	10,153/32,263	31.6	10,257/31,617	32.4	
那須塩原市	29,871/116,583	25.9	30,715/116,309	26.7	31,356/116,043	27.0	
さくら市	11,383/44,968	25.4	11,569/44,784	25.9	11,777/44,747	26.3	
那須烏山市	9,242/26,211	35.3	9,322/25,718	36.2	9,326/25,144	37.1	
塩 谷 町	3,960/10,990	36.0	4,023/10,761	37.4	4,057/10,539	38.5	

[※]高根沢町の公立保育所のうち2ヶ所は公設民営。

高根沢町	7,041/29,545	24.2	7,177/29,522	24.6	7,239/29,343	24.7
那須町	9,057/24,373	37.2	9,243/24,055	38.5	9,396/23,852	39.4
那珂川町	5,907/16,174	36.5	5,979/15,812	37.8	5,995/15,385	39.0
計	106,432/376,088	28.3	108,647/373,243	29.1	110,205/370,178	29.8
栃木県	533,269/1,961,963	27.3	542,700/1,952,926	27.9	550,525/1,942,313	28.3

資料: 県統計課「栃木県毎月人口調査」

◆ 管内の地域包括支援センター数 22か所 (令和2(2020)年4月1日現在)

14 青少年健全育成関係

青少年の健全育成を図るため、少年の主張発表那須地区大会、各種研修会の開催など、那須地区青少年 育成推進連絡協議会への支援を行いました。

(1) 青少年行政概要(令和2(2020)年4月1日現在)

(単位:人)

市町名	主管課	青少	年問題協	議会	育成指導員	育成推進員
		有 無	設置根拠	構成人員		少年指導員
大田原市	学校教育課	有	条例	31	2	63
那須塩原市	生涯学習課	有	条例	18	2	116
那須町	生涯学習課	有	条例	19	1	8

(2) 青少年健全育成条例による調査指導状況(平成31(2019)年度)

調査員		調	査 対 象 🧏	別実施状	況		
延人員	図書類取扱業者 (書店、ビデオレンタル店等)		深夜立入制限施設(ボウリング場、ゲームセンター等)		がん具類 取扱業者	携帯電話 販売	計
46 人	28 箇所	1 箇所	7 箇所	1 箇所	0 箇所	8 箇所	45 箇所

(3) 少年の主張発表大会の開催状況(平成31(2019)年度)

開催日	開催場所	参 加 人 数	発 表 者
R元(2019). 9. 5 (那須町文化センター	308人	21人

15 社会福祉事業関係

管内町の社会福祉協議会の指導監査、地域福祉推進の担い手である民生委員・児童委員の研修を実施しました。

(1) 市町村社会福祉協議会指導監査実施状況(平成31(2019)年度)

		実施年度		
市町名	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	備考
塩 谷 町	0			
高根沢町	0			
那須町		0		
那珂川町		0		

(2) 民生委員・児童委員の状況

① 民生委員・児童委員の委嘱状況(令和2(2020)年4月1日現在)

市町名	区分	定数	男	女	備考
大 田 原 市	主任児童委員	14	1	12	
	総数	147	53	88	欠員6名
矢 板 市	主任児童委員	8	2	6	
	総数	74	31	43	
那須塩原市	主任児童委員	19	3	14	
	総数	214	77	130	欠員7名
さくら市	主任児童委員	6	0	6	
	総数	80	39	37	欠員4名
那須烏山市	主任児童委員	5	0	3	
	総数	77	24	45	欠員8名
塩 谷 町	主任児童委員	2	0	2	
	総数	32	16	15	欠員1名
高 根 沢 町	主任児童委員	3	0	3	
	総数	53	26	25	欠員2名
那 須 町	主任児童委員	3	0	3	
	総数	53	32	20	欠員1名
那珂川町	主任児童委員	3	0	3	
	総数	53	28	25	
計	主任児童委員	63	6	52	
	総数	783	329	427	欠員 29 名

(保健福祉課より)

② 1人あたりの担当人口、世帯数、面積(令和2(2020)年4月1日現在)

市町名	定数	人口	1人当たり	世帯数	1人当たり	面積	1人当たり
		(人)	人口	(世帯)	世帯数	(k m ²)	面積
大田原市	133	73,229	551	29,982	225	354.36	2.66
矢 板 市	66	31,354	475	12,366	187	170.46	2.58

那須塩原市	195	115,839	594	48,158	247	592.74	3.04
さくら市	74	44,553	602	16,437	222	125.63	1.70
那須烏山市	72	24,873	345	9,308	129	174.35	2.42
塩 谷 町	30	10,395	347	3,660	122	176.06	5.87
高根沢町	50	29,175	584	12,192	244	70.87	1.42
那 須 町	50	23,624	472	8,804	176	372.34	7.45
那珂川町	50	15,185	304	5,738	115	192.78	3.86
益	720	368,227	511(平均)	146,645	204(平均)	2,229.59	3.10(平均)

(栃木県毎月人口推計月報より)

③ 研修の実施状況

名称	内容	期日	参加人	会 場
			数	
民生委員児童委員	感染症拡大防止のため中止			
地区别研修会				
主任児童委員・	講演 「子ども虐待と地域での取り組みにつ	R01(2019).	66 人	矢板市
地域協力員研修会	いて」	6. 25		生涯学習館
	甘土开放豆豆灶入痘划长乳及肠 角板	D01/0010)		
新任民生委員児童委	基本研修及び社会福祉施設体験研修	R01(2019).	265 人	大 田 原 市
員研修会		12.18		ピアートホール

16 母子及び父子並びに寡婦福祉法・婦人保護関係

ひとり親家庭の抱える問題やニーズに的確に対応し自立促進を図るため、母子父子寡婦福祉貸付金制度 の運用、児童扶養手当の支給及び相談を行いました。また、各種婦人相談に適切に対応するとともに、暴力 被害女性に対して関係機関との協力の下に必要な支援を行いました。

(1) 母子福祉資金の利用状況(令和元(2019)年度)

(単位:円)

福祉事務所	就学支度	修学	生 活	技能習得	修業	就職支度	医療介護	計
名	資 金	資 金	資 金	資 金	資 金	資 金	資 金	
大田原市		(3)	(1)					(4)
		1, 224, 000	300,000					1, 524, 000
矢板市	(2)	(5)	(2)					(9)
	760, 000	3, 293, 792	200,000					4, 253, 792
那須塩原市	(12)	(15)	(5)		(3)			(35)
	4, 520, 000	7, 597, 560	1, 216, 000		1, 316, 000			14, 649, 560
さくら市	(6)	(28)	(1)				(1)	(36)

	1, 661, 514	15, 504, 960	618, 000			285, 100	18, 069, 574
那須烏山市		(1)					(1)
		480, 000					480, 000
県北健康福	(3)	(2)		(1)			(6)
祉センター	1, 310, 000	466, 000		380,000			2, 156, 000
計	(23)	(54)	(9)	(1)	(3)	(1)	(91)
	8, 251, 514	28, 566, 312	2, 334, 000	380,000	1, 316, 000	285, 100	41, 132, 926

()内は利用件数

(2) 父子福祉資金の利用状況(令和元(2019)年度)

(単位:円)

福祉事務所	就学支度	修	学	生	活	技能	習得	修	業	就職	支度	住	宅	計
名	資 金	資	金	資	金	資	金	資	金	資	金	資	金	
那須塩原市	(1)													(1)
	150, 000													150,000
さくら市					(1)									(1)
				120	0,000									120,000
計	(1)				(1)									(2)
	150, 000			120	0,000									270,000

()内は利用件数

(3) 寡婦福祉資金の利用状況(令和元(2019)年度)

福祉事務所	就学支度	修学	生	活	技能習得	修	業	就職支度	住	宅	計
名	資 金	資 金	資	金	資 金	資	金	資 金	資	金	
那須塩原市	(1)										(1)
	500,000										500,000
さくら市		(1)									(1)
		884, 640									886, 640
計	(1)	(1)									(2)
	500,000	884, 640									1, 384, 640

()内は利用件数

(4) 児童扶養手当受給状況(令和2(2020)年4月1日現在)

(単位:人)

市町名	全部支給者数	一部支給停止者数	支給停止者数	合 計
塩 谷 町	37	30	11	78
高根沢町	97	66	24	187
那 須 町	112	66	32	210
那珂川町	52	54	22	128
計	298	216	89	603

(5) 母子自立支援員相談指導状況(令和元(2019)年度)

(単位:件)

区 分	前 年 度 未処理件数	新規件数	計	解決件数	未処理件数	相談延件数
生活一般		112	112	112		112
児 童		3	3	3		3
経済的支援·生活援	護	801	801	801		801
その他						
計		916	916	916		916

(6) 婦人保護経路別相談状況(令和元(2019)年度)

区	分	本 人 自 身(1)	警 察 関 (2)	法 務 関 係(3)	教 育 関 係(4)	労 働 関 係 (5)	他の婦人相談所(6)	他の婦人相談員(7)	福祉事務所 (8)	他の相談機関 (9)	社会福祉施設等(10)	医療機 関(11)	縁故者・知人 (12)	そ の 他 (13)	計 (14)
婦人	新規	5						4	1	8				1	19
相談員	再 来							8		10				2	25

			処	理済	実	人 員	(年	度「	†)			指導延		年度 元 未処理	
区分	婦人保	就職	結	家庭	福祉事	婦人相	他府県へ	その他へ	助言・	7		件数(訪問調揭	一時	そ
	護施設	自		^	務所へ	談 移 所 送	の移送人	の 移 関 係	指導の	0	計	年度中	查) 指 導	保	の
	に入所	営	婚	送還	移送	婦 人 相	相談所	機関・	み	他)	延件数	護	他
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
婦人相談員						1			34	9	44	108	38		

17 家庭児童福祉関係

地域における児童問題を早期に発見し、適切な対応ができるよう地域ネットワークを確立するとともに、子育て支援の強化を図りました。

(1) 要保護児童対策地域協議会参加の状況(令和元(2019)年度)

市町名	種 別	開催日・会場
大田原市	代表者会議	·R01(2019).5.22 大田原市役所
矢 板	代表者会議	·R01 (2019).5.27 矢板市役所

さくら市	代表者会議	・R01 (2019).5.31 さくら市役所
那須烏山市	代表者会議	・R01(2019).6.20 那須烏山市保健福祉センター
塩 谷 町	代表者会議	•R01(2019).5.31 塩谷町役場
	実務者会議	·年間2回 塩谷町役場
高根沢町	代表者会議	・R01(2019).5.17 高根沢町改善センター
	定例会	・年間7回 高根沢町改善センター
那須町	代表者会議	・R01(2019).5.28 ゆめプラザ・那須
	定例受理会議	・年間4回 ゆめプラザ・那須
那珂川町	代表者会議	·R01(2019).6.17 那珂川町役場
	実務担当者会議	·年間8回 那珂川町役場

18 生活保護関係

生活に困窮する方に対し、その困窮程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする生活保護制度の適正な執行に努めました。

(1) 管内保護状況

◆ 令和2年(2020)年3月現在

	世帯数	人 員	保護率
塩 谷 町	65	79	7. 56
高根沢町	144	176	6. 02
那 須 町	165	201	8. 49
那珂川町	114	139	9. 13
計	488	595	7. 57

◆平成31(2019)年度平均

	世帯数	人 員	保護率
塩 谷 町	63	78	7. 30
高根沢町	137	171	5. 80
那須町	170	206	8. 59
那珂川町	129	168	10. 71
計	499	623	7. 81

(2) 扶助別人員数他

① 扶助別人員数

(単位:人)

区 分	生活扶助	医療扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	計
令和元(2019)年度	494	524	344	12	129	1, 503

② 町別被保護世帯・人員・保護率の年次推移

		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
		(2014)年度	(2015)年度	(2016)年度	(2017)年度	(2018)年度	(2019)年度
	世帯(世帯)	55	61	66	63	63	65
塩 谷 町	人 員(人)	81	89	88	80	78	79
	保護率(‰)	7	8	8	7	7	8
	世帯(世帯)	124	128	144	141	137	144
高根沢町	人 員(人)	160	163	183	175	171	176
	保護率(‰)	5	6	6	6	6	6

⁽注) 保護率‰ (パーミル) は人口千人比

					1		
	世帯(世帯)	167	167	180	184	170	165
那須町	人 員(人)	215	217	219	226	206	201
	保護率 (‰)	8	9	9	9	9	8
	世帯(世帯)	95	109	116	116	129	114
那珂川町	人 員(人)	135	151	158	153	168	139
	保護率 (‰)	8	9	10	10	11	9
	世帯(世帯)	441	465	506	504	499	488
計	人 員(人)	591	620	648	634	623	595
	保護率 (‰)	7	8	8	8	8	8
	世帯(世帯)	16, 347	16, 644	16, 770	16, 633	16, 495	16, 436
栃木県	人 員(人)	21, 530	21, 682	21, 532	21, 008	20, 539	20, 208
	保護率(‰)	11	11	11	11	11	10
国	保護率 (‰)	17	17	17	17	17	16

- (注) 1 保護率‰ (パーミル) は人口千人比
 - 2 県分の数値は令和2(2020)年3月現在の月報を使用
 - 3 国の保護率は令和2(2020)年1月分速報を使用

(3) 保護世帯の状況

- ① 世帯類型別
- ◆令和2(2020)年3月現在

区分	高齢者世帯	傷病·障害者世帯	母子世帯	その他の世帯	総	数
世帯数(世帯)	263	173	6	46		488
率(%)	54	35	1	10		100

◆ 令和元(2019)年度平均

区分	高齢者世帯	傷病·障害者世帯	母子世帯	その他の世帯	総数
塩谷町	38	23	0	4	65
高根沢町	81	42	4	13	140
那須町	92	61	3	12	168
那珂川町	53	48	1	17	119
## H	264	174	8	46	492

② 労働力類型別

◆ 令和2(2020)年3月現在

区 分	不就業	世帯員稼働	常用世帯	日雇い	内職世帯	その他	総数
世帯数	428	12	39	5	1	3	488

(単位:世帯)

(単位:世帯)

◆ 令和元(2019)年度平均

区 分	不就業	世帯員稼働	常用世帯	日雇い	内職世帯	その他	総	数
世帯数	437	10	38	5	0	2		492

◆ 町別令和2(2020)年3月現在)

(単位:世帯)

町 村 名	稼!	動者がいる世	带	稼働者が	計
	世帯主	世帯員	計	いない世帯	
塩 谷 町	1	0	1	64	65
高 根 沢 町	20	4	24	120	144
那 須 町	15	5	20	145	165
那珂川町	12	3	15	99	114
計	48	12	60	428	488

(4) 保護開始、廃止の状況

① 新規申請・開始件数・廃止件数等

(単位:世帯)

区 分	新規申請	開始件数	却下件数	取下件数	廃 止 件 数
令和元(2019)年度	87	62	19	8	74

② 保護開始の理由別状況(令和元(2019)年度)

(単位:世帯)

	世帯主傷病	世帯員傷病	死亡・離別	失業・倒産	老齢	稼働収入減	年金減少	仕送減少	他管内転入	世帯分離	手持ち金減	職権保護	要保護状態	急迫保護	その他	合計
塩 谷 町			1								2					3
高根沢町	8	1	2					4	1		6				2	24
那須町	13	1		3				4			6					27
那珂川町	4			2							2					8
計	25	2	3	5				8	1		16				2	62

③ 保護廃止の理由別状況(令和元(2019)年度)

(単位:世帯)

	世帯主傷病治癒	世帯員傷病治癒	稼働収入増	年金収入増	仕送収入増	死亡・失踪	働き手転入	施設入所	他管内転出	手持ち金増	義務違反	他法他施策	辞退	その他	合計
塩 谷 町						1						1		1	3
高根沢町			5			7			1					2	15
那 須 町			5			12		3	1					6	27
那珂川町			2			7	1		3			1		7	21
計			12			27	1	3	5			2		16	66

(5) 病類別医療扶助人員の推移(令和2(2020)年3月現在)

① 入 院 (単位:人)

	塩名	9町	高根	沢町	那多	頁町	那珂	川町	ii F	+	合 計
	精神	一般	精神	一般	精神	一般	精神	一般	精神	一般	
26(2014) 年	5	6	7	7	17	14	9	6	38	33	71
27(2015) 年	5	7	8	5	20	12	9	8	42	32	74
28(2016) 年	6	4	7	13	19	11	8	10	40	38	78
29(2017) 年	4	2	6	8	18	17	9	9	37	36	73
30(2018) 年	7	0	6	12	17	13	9	10	39	35	74
31(2019) 年	4	2	5	11	10	11	9	6	28	30	58
元(2020)年	3	6	6	11	8	10	10	5	27	32	59

② 入院外 (単位:人)

	塩名	9町	高根	沢町	那多	頁町	那珂	川町	III E	†	合 計
	精神	一般	精神	一般	精神	一般	精神	一般	精神	一般	
26(2014) 年	1	47	0	103	3	160	0	89	4	399	403
27(2015) 年	2	49	1	112	6	152	0	85	9	398	407
28(2016) 年	4	62	2	112	5	160	6	93	17	427	444
29(2017) 年	3	66	4	125	4	152	3	106	14	449	463
30(2018) 年	3	62	3	123	17	153	7	96	30	434	464
31(2019) 年	4	54	7	125	9	155	7	114	27	448	475
2(2020) 年	5	54	5	128	11	146	10	96	31	424	455

⁽注) 福祉行政報告例第2表(令和2(2020)年3月報告)を使用

(**6**) **介護扶助人員** (単位:人)

	介護老人福祉施設	施 設 介護老人 保健施設	介 護 介護療養型 医療施設	小 計	居宅介護	合 計
塩 谷 町	7			7	5	12
高根沢町	5	1	1	7	26	33
那 須 町	8	2		10	19	29
那珂川町	4	1		5	23	28
計	24	4	1	29	73	102

⁽注) 福祉行政報告例第3表(令和2(2020)年3月報告)を使用

(7) 男女別·年齢階層別人員構成(令和2(2020)年3月現在)

(単位:人)

年齢階層	男	女	計
0~ 5歳	1	0	1
6~10歳	3	2	5
11~15歳	3	5	8
16~20歳	8	7	15
21~25歳	1	1	2
26~30歳	4	4	8
31~35歳	6	5	11
36~40歳	15	10	25
41~45歳	11	9	20
46~50歳	18	22	40

年齢階層	男	女	計
51~55歳	24	9	33
56~60歳	38	15	53
61~65歳	42	22	64
66~70歳	67	24	91
71~75歳	39	23	62
76~80歳	30	31	61
81~85歳	15	37	52
86歳~	12	31	43
計	337	257	594

□ 地域保健部

1 精神保健福祉対策

緊急に医療を必要とする精神障害者等に対して適正な医療の確保を行い、また、精神障害者やその家族 に対する相談・指導を充実するとともに、回復途上にある精神障害者の社会復帰及び自殺対策の普及啓発活 動の推進に努めました。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請・通報等の処理状況

区	分	処理件数	措置件数	措置不要件数	診察不要件数	備	考
法第22条	(一般人の申請)						
法第23条	(警察官の通報)	56	31	20	5		
法第24条	(検察官の通報)	8	1		7		
法第25条	(保護観察所長の通報)						
法第26条	(矯正施設長の通報)	18	6	2	10		
法第26条の 2	(精神病院の管理者の届出)						
法第26条の3	(医療観察法に基づく指定通院医						
療機関の管理者を	又は保護観察所長の通報)						
	計	82	38	22	22		

(2) 自立支援医療受給者証(精神通院)の交付状況

市町名	申請件数	交付件数	不交付件数	受給者数 R2(2020). 3. 31	備考
大田原市	837	893	0	974	
那須塩原市	1,200	1,332	0	1,447	
那 須 町	291	307	0	332	
計	2,328	2,532	0	2,753	

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

市町名	申請件数	交	付	件	数	不交付件数	所有者数	備考
		1 級	2 級	3 級	計		R2(2020).3.31	
大田原市	311	70	185	38	293	4	527	
那須塩原市	439	95	274	65	434	3	798	
那 須 町	90	31	56	8	95	0	173	
計	840	196	515	111	822	7	1,498	

(4) 精神保健家族教室

回	開催日	内容	講師	参加者
1	H31(2019).4.19	座談会	県北健康福祉センター 保健師	7人
2	R1(2019).5.17	講話:統合失調症について	県北健康福祉センター 保健師	3 人
3	R1(2019).6.21	講話:就労について	障碍者就労・生活支援センター	5人
4	R1 (2019) .7.19	座談会	県北健康福祉センター 保健師	7人
5	R1 (2019) .8.23	講話:家族の心の健康について	精神保健福祉センター 心理士	9人
6	R1(2019).9.20	当事者からのメッセージ	(株)テトテ ピアサポーター	5人
7	R1(2019).10.18	座談会	県北健康福祉センター 保健師	2 人
8	R1(2019).11.15	講話:家族・支援者の対応方法~	マロニエ医療福祉専門学校	6人
		コミュニケーションのコツを学ぶ	作業療法士	
9	R1(2019).12.20	講話:社会資源を知ろう	大田原市障害者相談支援センタ	4 人
			一 相談支援専門員	
10	R2(2020).1.17	講話:「働く」を支援するための仕	栃木障害者職業センター	6人
		組みについて		
11	R2(2020).2.21	講話:あすてらすと社協の取り組	大田原市社会福祉協議会	9人
		み		

(5) 事例検討会

開催回数	参加人数	内容
54 回	507 人	退院前ケア会議、退院後支援検討会議、医療観察法に係るケア
		会議、個別支援会議等

(6) 受理会議

					討 内	容	7		
開催日	事 例 数	訪問	面 接電話	家族教室	関係機 関連絡 調整	施設・他機関紹介	訴え時 対 応	今回のみ	精神保健 クリニック ・子どもの 心の相談
H31(2019).4.3	10		1		4		1	4	
R1 (2019).5.9	10				5		1	4	
R1 (2019).6.5	15		4	1	3		6	1	
R1 (2019).7.3	9		2		1		2	4	
R1 (2019).8.7	23		1		6		2	13	1
R1 (2019). 9. 4	9		2		2			4	1
R1 (2019). 10. 2	15		4		6		1	4	
R1(2019).11.6	13	2	2		4		1	4	
R1 (2019). 12. 4	8	1	2		3			2	
R2(2020).1.8	12		2		3		1	4	2
R2 (2020) . 2. 5	6	1	2		1			2	
R2(2020).3.4	10		2		1		2	4	1
計	140	4	24	1	39	0	17	50	5

(7) 援助対象者見直し検討会

Ī	開	催	日	内容	事例数	参	加	状	況	
						人数	Þ	J	訳	
Ī	R2(20	20).3	3.9~	令和元年度援助対象者の次年度援助方針につ	222 事例	6人	健康支持	受課保 しゅうしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	健師、	精神
		10		いて検討			保健福祉	上専門	員	

(8) 援助内訳

内	容	面	電 話		訪問	合	計	
		クリニック	その他					
相談	件 数	6	210	2	977	355		3548

(9) 管内精神保健福祉関係者研修会

口	開催日	内 容	場所	参加人数	備考
1	H31(2019).4.3	受理会議	県北健康福祉センター	20 人	
2	R1(2019).5.9	受理会議	"	19 人	
3	R1(2019).6.5	受理会議	JJ	15 人	
4	R1(2019).7.3	受理会議	JJ	12 人	
5	R1(2019).8.7	受理会議	JJ	11人	
6	R1(2019).9.4	受理会議	IJ	14 人	
7	R1(2019).10.2	受理会議	IJ	16 人	
8	R1(2019).11.6	受理会議	JJ	12 人	
9	R1(2019).12.4	受理会議	JJ	17 人	
10	R2(2020).1.8	受理会議	JJ	13 人	
11	R2(2020).2.5	受理会議	IJ	12 人	
12	R1(2019).5.28	精神保健福祉相談のアセスメント〜初回相談のポイント〜	II	46 人	
13	R1(2019).7.23	妊産婦のメンタルヘルス	矢板市生涯学習館	43 人	母子と共催
14	R1(2019).8.20	若者のネット依存の予防と対 応	塩谷庁舎	39 人	子どもの心の相 談支援体制強 化事業
15	R1(2019).9.20	当事者からのメッセージ	県北健康福祉センター	15 人	家族教室・地域 移行と共催
16	R1(2019).11.15	家族・支援者の対応方法に ついて〜コミュニケーションの コツを学ぶ〜	11	20 人	家族教室と共催
17	R2(2020).1.17	「働く」を支援するための仕組 みについて	11	22 人	家族教室と共催
18	R2(2020).1.20	動機付け面接	大田原市役所	35 人	母子、管内保健 師研修会と共催
19	R2(2020).2.21	あすてらすと社協の取り組み	県北健康福祉センター	33 人	家族教室と共催

(10) 市町支援

① 大田原市精神保健検討会議

開催日	検討事例数		参 加 状 況
		人数	内 訳
H31 (2019) .4.18	16 事例	16 人	
R1 (2019) .6.20	13 事例	15 人	市(保健師・職員)、地域生活支援センター、大田原市障害者相談支援センター、センター保健師
R1(2019).12.24	12 事例		
R2(2020).2.25	23 事例	13 人	

② 那須塩原市地域自立支援協議会相談支援部会

開催日	検討事例		参 加 状 況
	数	人数	内訳
R1(2019).4.23	0 事例	25 人	市(保健師・職員)、那須高原病院、室井病院、地域生活
R1(2019).6.25	1 事例	32 人	支援センター、那須塩原市障害者相談支援センター、相談
R1(2019).12.24	1 事例	22 人	支援専門員、栃木県障害者相談支援協働コーディネーター、
R2(2020).2.25	1 事例	12 人	センター保健師等

③ 那須町地域自立支援協議会相談支援部会

開催日	検討事例数		参	加	状	況	
		人数		内		訳	
R1(2019).6.26	7 事例	24 人					
R1(2019).7.24	8 事例	17 人					
R1(2019).8.21	5 事例	21 人					
R1(2019).9.25	3 事例	14 人	町(保健師・職員				
R1(2019).10.23	4 事例	16 人	相談支援専門員コーディネーター			木県障害者	相談文援協働
R1(2019).11.27	4 事例	13 人		, LV /	小压咖		
R1(2019).12.18	3 事例	17人					
R2(2020).2.26	4 事例	12 人					

(11) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、重層的な連携による支援体制の構築を図りました。

開催日	内容	参	参 加 状 況		
開催日	内容		内 訳		
	県北圏域 3HWC 打合せ				
H21/2010) 4 16	・精神障害者の退院後支援について				
H31(2019).4.16	· 県北圏域 5 病院対象者検討	10 人	3HWC 課長、保健師		
	検討会				
D1/2010) 0 24	・検討会の位置づけについて	24.1	病院、相談支援事業所、協働		
R1(2019).9.24	・地域の相談支援体制の整備について 24人 Co、行政		Co、行政		
情報交換会					

R1(2019).9.24	・昨年度の振り返り、今年度の方針・精神障害者の退院後支援について 概要説明 試行事例報告 退院後支援を進める上での地域における課題	32 人	病院、訪問看護、相談支援事 業所、協働 Co、行政				
	研修会						
R1(2019).9.11	【研修企画会議】	5 人	当事者、相談支援事業所、行 政				
R1(2019).9.20	【研修会】 ・統合失調症に関するミニ講話 ・当事者の力を知ること、家族・支援者の立場で当 事者の力を引き出す支援のあり方について考え ることを目的にグループワーク	25 人	当事者、家族、訪問看護、相談支援事業所、包括、行政				
	【退院後支援】措置入院者の退院後の医療な	などの継続	支援				
R1(2019).4	・県北圏域 5 病院院長あて所長より概要説明及び 協力依頼	8人	院長、副院長、事務長、PSW				
R1(2019).5	・那須高原病院・佐藤病院 PSW・NS あて担当より 概要説明及び事例選定	13 人	PSW、NS				
R1(2019).7.24 ・室井病院にて退院後支援に関する研修会時に説 明実施		約60人	副院長、PSW、NS、OT、栄養 士、事務				
	【住まい】住まいの確保支援の充実強化						
R2(2020).2.7	・住宅入居等支援事業 (居住サポート事業) 事前打合せ	4 人	委託 Co、協働 Co				

(12) 自殺対策

① 一般住民に対する普及啓発

開催日	内 容
R1 (2019) .6.25	講話「適正飲酒のすすめ〜お酒と上手に付き合おう〜」 対象 黒羽刑務所職員 120名
R1 (2019) .8.20	啓発物品(ポケットティッシュ)の配布 自殺対策研修会参加者 配布数 39 個
R1(2019).11.11	啓発物品(ポケットティッシュ)の配布 対象 すこやか妊娠サポート事業参加者 配布数 46個

② 自殺対策関係会議

開催日	内容		参 加 状 況
		人数	内 訳
R1(2019).8.20	自殺対策ネットワーク会議(研修会 と併せて開催)	39 人	精神科病院、相談支援事業所・市町(保健師・職員)、精神保健福祉セ
			ンター職員、センター精神担当職員 等

③ 自殺対策関係研修会

開催日	内容	参	: 加 状 況
		人数	内 訳
R1(2019).5.28	精神保健福祉相談のアセスメント~初回	46 人	管内保健・福祉医療・職域等
	相談のポイント~		自殺対策関係者等
R1(2019).7.23	妊産婦のメンタルヘルス	43 人	
R1(2019).8.20	若者のネット依存の予防と対応	39 人	

2 母子保健対策

母性の健康と子の心身ともに健全な出生と育成を目標に諸事業を推進しました。また、乳児並びに妊産婦の死亡減少、異常児の早期発見及び医療の援護対策を進めました。

(1) 医療給付状況

障害者自立支援法、児童福祉法及び母子保健法に基づき申請のあった児に対して医療給付を行いますが、H25(2013)年度から医療給付について市町へ権限委譲されました。現在、県においては、H24(2012)年度以前の治療分について遡って申請があった場合には、支給することとなっておりますが、H31(2019)年度の遡及給付はありませんでした。

(2) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

次世代育成の推進を図るため、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に係る治療費の一部を助成しました。

助成件数	助成金額
286 件	48,085,055 円

(3) 乳幼児健全育成事業

① 乳幼児二次健康診査事業

市町の一次健診等においてスクリーニングされた児を対象に二次健康診査および保健指導を行い、支援の必要な児の早期発見・早期療育を支援しました。

ア 受診児の状況

(ア) 各センターの受診児の実人数と結果

(単位:人)

会 場	今回のみ指導	経過観察	精査及び要治療	計
県北	10	19	8	36
烏山	4	14	0	19
計	14	33	8	55

(イ) 各センター別受診延べ人数

県北健康福祉センター	烏山健康福祉センター	合 計
36	19	55

② 発達障害児支援事業

ア 発達支援指導者研修事業

保育所・幼稚園等に通園している発達に配慮の必要な乳幼児を支援するため、保育士・幼稚園教諭・教育関係者・保健師等に対し研修会を実施しました。

回 数	内容	出席者数	講師
3 回	講演	273 人	言語聴覚士・臨床心理士・特
	発達障害の理解・発達障害児への対応等について		別支援学校教諭•児童発達支
			援センター管理責任者

(4) 総合養育支援事業

①養育支援グループ支援事業(ふたごの会)

保護者の育児不安を軽減するため相談指導、グループ支援を実施しました。

開催日	会場	対 象	内 容	参加者数	(組)
R1(2019).7.10		多胎児とその家族、多胎児を 妊娠中の妊婦とその家族	幼稚園教諭による手遊び 歌、紙芝居。多胎児の保護	36	(10)
R1(2019).11.21		7±7/1 - 7/±7/1 = 5 - 1/1 / 1/2	者同士の座談会、助産師による育児アドバイス等		
計				36	(10)

②養育支援関係機関連絡会議

養育支援体制の整備を図るため、連携医療機関及び市町等の関係機関による連絡会議を開催しました。

開催日	会 場	内 容	出席者数
R1(2019).7.23	矢板市生涯	管内における養育支援の状況(母子保健に関する指標、養育	35 人
	学習館 2 階 研修室 2	支援連絡票等の受理状況、管内市町における母子保健事業 の実施状況)、各機関(産科・精神科病院・母子保健・児童福	
	, , , , <u> </u>	祉)における産後うつ等の妊産婦の支援について	

(5) すこやか妊娠サポート事業

将来妊娠や出産を迎える大学生を対象に妊娠や出産・性等に関する正しい知識などを普及啓発し、ライフプラン設計を支援するセミナーを実施しました。

開催日	会 場	内 容	出席者数
R1(2019).11.11	宇都宮大学	「あなたのライフプランを実現するために〜妊娠・出産について 準備しましょう〜」	46 人

(6) 思春期保健事業

思春期教育の依頼のあった児童養護施設において、助産師、保健師による思春期健康教室を実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

思春期健康教室

開催日	開催場所	参加人数	対象	講師	
実績なし					

(7) 子どもの心の相談支援体制強化事業

軽度発達障害をはじめとする子どもの心の問題は、特に社会性が必要となる学童期・思春期に顕在してくる ことが多く、本人や家族、関係者が問題を抱え込まないための支援が重要であることから、「子どもの心の相談 窓口」を開設し、支援者を対象とした研修を実施しました。

① 子どもの心の相談窓口

内 容	個別	相談	訪問	電 話	コンサルテーション
	窓口開設 回数(回)	面接相談延件数(件)	(他機関 訪問含む)		
相談件数	12	18	9	108	13
内容等	主訴:発達障		不登校•集	団不適応、自r 家族への対応	傷行為、暴言暴力等へ 5等

② 支援者研修会

開催日	会 場	内容	出席者数
R1(2019).7.23	矢板市 生涯学習館 2 階	講演「妊産婦のメンタルヘルス」 (妊産婦のメンタルヘルスの理解、EPDS の使用方法、	43 人
F1 (2010) 0 20	研修室1	評価の視点等について)	20. 1
R1 (2019) .8.20	栃木県庁塩谷庁舎	講演「若者のネット依存の予防と対応」	39 人
R2(2020).1.20	大田原市役所本庁舎 1 階市民協働ホール	講演「母子保健分野における動機付け面接法」	35 人

③ 地域ネットワーク会議

開催日	会 場	内容	出席者数
R1(2019).10.30	県北健康福祉	県北管内における子どもの心の相談支援体制の現状と	25 人
	センター	課題について	
		※母子保健推進部会と同時開催	

(8) 母子保健推進部会

広域的な母子保健施策の推進・体制整備・母子保健の向上に関し、母子保健関係者及び管内市町担当者等において開催しました。

開催日	会 場	内容	出席者数
R1(2019).6.12	県北健康福祉 センター	管内市町母子保健担当者会議 (母子保健事業の取り組み状況について情報交換)	20 人
R1(2019).10.30	県北健康福祉 センター	母子保健の推進について ※地域ネットワーク会議と同時開催	25 人

3 とちぎ健康21プラン(2期計画)の推進

(1) とちぎ健康21プラン(2期計画)推進事業

「とちぎ健康21プラン(2 期計画)」に基づき、生活習慣病の改善によって健康を増進し生活習慣病を予防するため、一次予防(ポピュレーションアプローチ)を中心とする健康づくり運動を展開しました。

(2) 地域・職域連携推進事業

生活習慣病対策の効果的な手法の一つとして、地域保健と職域保健の連携による生涯を通じた健

康管理の支援、継続的な保健サービスの提供体制の検討を行う機会として、平成18年度から地域・職域連携推進部会を設置し、平成19~24年度は「禁煙」と「特定健診・保健指導」、「働く世代の食習慣改善対策」等健康課題に応じたワーキング、啓発活動等実施しました。平成25(2013)~27(2015)年度は事業所の健康課題の実態把握に焦点を当て、部会、研修会、連絡会議、啓発活動等を実施しました。

今年度から、県北健康福祉センター協議会県北地域・職域連携推進部会を再始動し、地域と職域で共通する働く世代の健康課題の抽出と課題解消のための具体的取組を行うため、下記のとおり協議しました。

事業名	回数	参加者数	内容
地域·職域連携推進部会「研修会」	1	27 名	外部講師を招いて本事業の実施や連携の必要性、部会 で取組む共通課題の抽出を座学と演習で学ぶ。
地域職域連携推進部会「事務局会議」	5	各回 4~5名	部会長と事務局で研修や部会運営の打ち合わせ等。
地域·職域連携推進部会	3	各回 25 名程度	共通課題の抽出と課題解消のための具体的取組の決定。

4 健康づくり推進事業

「とちぎ健康21プラン(2 期計画)」に基づき、生涯を通した健康づくりのために、生活習慣病を予防し健康寿命の延伸を図るため、食生活の改善、健康づくり等を家庭・職場・地域が一体となって総合的に推進されるよう各種事業を実施しました。

(1) 専門的・広域的食生活指導・支援事業

疾患を抱える患者及びその家族に対して、その健康の維持・増進や食生活の不安の解消のために 専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導等を実施しました。

		専門的 • 広	域的栄養指導			
区 分	難病	(再掲) うち訪問	病態栄養相談等	その他	合	計
個別指導	17		0	5		22
集団指導						0

(2) 給食施設指導

① 特定給食施設等巡回指導·個別指導

	実 施 期 間	巡回指導	個別指導	備 考 (内容等)
	H31(2019). 4月~	79	39	健康増進法及び栃木県特定給食施設等指導要綱に基づいた指
L	R2(2020). 3月	件	件	導

② 特定給食施設等研修会

	内 容	開催日	場所	参加者数
1	①講話:給食施設に関わる各種届出、給食実施状況報告書について②講話:給食施設の衛生管理~感染症予防機動班指導を通して~ ③グループワーク:施設における衛生管理体制について	5月31日(火)	塩 谷 庁 舎 401.402 会議室	午前・午後 135 名

(3) 市町村栄養業務推進事業

①市町栄養士研修会 対象 県北9市町管理栄養士·栄養士

口	実施日	会	場	内容	参加 者数
1	4月16日 (火)	センタ	Ţ	平成31年度栃木県栄養改善事業について 各市町における健康づくり栄養改善業務について 研修年間計画について	10
2	6月17日 (月)	センタ	ĺ	授乳・離乳の支援ガイドについて 各市町における母子保健および保育所をとおした栄養・食生活指導事業実施状況について(介入時期および方法、使用資料等) 行政栄養士活動事例集について 事業に係わる情報交換	12
3	9月2日 (月)	センタ	I	在宅療養高齢者の栄養管理について ・低栄養予防のためのチェックシート県北版 試用後の反省、改善点について ・糖尿病重症化予防事業と健診事後指導の情報提供資料について	9
4	1月20日 (月)	センタ	ĺ	H30 国民健康・栄養調査結果概要 高齢者の保健事業と介護事業の一体化実施	9
5	2月20日 (水)	センタ	l	日本人の食事摂取基準 2020 について 本年度事業報告及び次年度計画 伝達講習(災害時の食生活支援活動について)	12

②在宅栄養士研修会

口	実施日	会場	内容	参加者数
1	4月16日 (火)	センター	平成31年度栃木県栄養改善事業について 各市町における健康づくり栄養改善業務について 研修年間計画について	3
2	6月17日 (月)	センター	授乳・離乳の支援ガイドについて 各市町における母子保健および保育所をとおした栄養・食生活指導事業実施状況について(介入時期および方法、使用資料等) 事業に係わる情報交換	2
3	9月2日 (月)	センター	在宅療養高齢者の栄養管理について ・低栄養予防のためのチェックシート県北版 試用後の反省、改善点について	3
4	10月9日 (水)	センター	国民健康・栄養調査 ・食事調査聞き取りの標準化に向けた研修	3
5	1月20日 (月)	センター	H30 国民健康・栄養調査結果概要 高齢者の保健事業と介護事業の一体化実施	3
6	2月20日 (水)	センター	日本人の食事摂取基準 2020 について 本年度事業報告及び次年度計画 伝達講習(災害時の食生活支援活動について)	4

(4) 地域の食と健康づくり推進事業

① 地域の食と健康づくり推進会議

実 施 日	出席者数	場所	内容
令和 2(2020)年	15 人	県北健康福祉センター	令和元年度地域の食と健康づくり推進事業実績報告につい
2月25日			て
			令和2年度地域の食と健康づくり推進事業(案)について
			各委員が所属する部署の食育・健康づくり事業について

② 給食にでている野菜たっぷりレシピの作成

管内において給食を実施している保育園、幼稚園及び認定こども園等に対し「給食にでている 野菜たっぷりレシピ集(65 作品)を作成しました。

(5) 地域健康づくり栄養改善体制整備事業

とちぎヘルシーグルメ推進店の推進拡大(店舗数)

	店舗数	栄養成分 表示	ヘルシーメニュー	野菜たっぷり メニュー	ヘルシーオーダー
大田原地区	2	0	0	2	0
矢 板 地 区	3	2	1	1	3

(6) 国民健康·栄養調査

健康増進法に基づき、国民および県民の食品摂取量、栄養摂取量の実態を把握すると共に、栄養と健康の関係および歯科疾患の状況を明らかにし、広く健康増進等に必要な資料としました。

実施状況

大肥水化								
令和元(2019)年	さくら	市氏家	高根沢町西町					
調査地区名	対象数	実施数	対象数	実施数				
	※()内世帯数	※()内世帯数	※()内世帯数	※()内世帯数				
栄養摂取状況調査	20(10)	9(6)	41(12)	27(8)				
身体状況調査	20	8	41	27				
血液検査	20	4	33	7				
生活習慣調査	20	11	33	22				
歩数計調査	20	9	33	21				

(7) 栄養成分表示、誇大広告に係る相談・指導の実施

食品表示法および健康増進法に基づき、食品に栄養表示等をしようとする者に対し、適切な表示のための指導及び虚偽・誇大広告についての指導を行うことにより、一般消費者に対する適切な情報提供及び健康づくりを推進する。

• 個別指導

	栄養成分表示等	虚偽誇大広告		
	食品表示法(保健事項)	健康増進法 31 条の 2	合 計	
積極監視	5 3	3 3	8 6	
来所・電話等	2 4 2	1 3	2 5 5	

•集団指導

区 分	実施日	会 場	内容	3	受講者
表示普及	R1.7.2	喜連川公民館	食品表示法保健事項・領	建康増進	7名
講習会			法に関わる食品表示及び	び食品の	

R		氏家地区農産物 加工センターア グリ館	栄養価算出方法について	13 名
R	1.5.21	喜連川公民館		15 名
R		那須野が原ハー モニーホール	食品表示法保健事項・健康増進法に関わる食品表示について	256 名
R	1.6.25	那須塩原市役所		42 名
R	1.7.1	大田原市役所		39名
R	1.7.17	那須町役場		53 名
R	1.7.18	塩谷庁舎		136名
R	1.7.19	南那須庁舎		86名

(8) 食生活改善推進員協議会の育成状況

① 食生活改善推進員数

(単位:人)

大田原地区				塩谷南那須地区							
大田原市	那須塩原市	那須	回	矢	矢 板 市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町			高根沢町	那珂川町		
72	52	14	1	:	58		22	51	37	19	30
大日	日原地区計:	138		塩谷南那須地区計:217							

② 食生活改善推進員リーダー研修会

実施日・会場	内容	参加者数
令和元(2019)年	講義 栄養成分表示を活しよう	
9月13日	事例紹介 市町における活動発表	6
栃木県塩谷庁舎	グループワーク 食生活改善推進員を増やすために何をする	47 名
401・402 会議室	べきか	

③ 地域に根ざした「とちぎ健康21プラン」実践事業

	大田	原地区	塩谷南那須地区		
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	
「食育の日」普及事業					
子どもの料理コンクール					
「食育月間」普及事業					
「まず1gの減塩」推進事業	192 回	16,955 人	173 回	56,249	
「適正体重」普及事業				人	
朝食食べよう推進事業					
ロコモティブ・シント・ローム予防の普及啓発 ノ		1店舗			
「とちぎヘルシーグルメ推進店」普及・支援事業				10 店舗	

④ その他講習会支援状況

	大田原	地区	塩谷南那須地区	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
生涯骨太クッキング事業	2 回	33人	3 回	62人
おやこの食育教室事業	4 回	63人	6 回	201人
男性のための料理教室	1 回	18人	_	_
やさしい在宅介護食教室	1 回	26人	2 回	32人
米に関する講習会・講演会	1 回	27人	1	
生活習慣病予防のための減塩推進スキル				
アップ事業	4 回	170人	4 回	152人

(9) 受動喫煙防止促進事業 とちぎ禁煙推進店(件数)

	敷地内禁煙	建物内禁煙
大田原地区	3	9
矢板地区	2	7
烏山地区	2	5
計	7	21

(10) 地域における喫煙対策普及啓発事業

	実施日・会場	対 象	内 容	講師
1	11月12日	栃木県生活衛生同業組合員 30 名程度	「受動喫煙防止について」	県北健康福祉センタ
1	16:00-16:30			一保健師
2	12月18日	誘致企業 9 社の管理職 9 名、商工会	「受動喫煙対策について」	県北健康福祉センタ
2	16:30-17:55	議所職員1名	等	一保健師
3	1月28日	市町職員、県関係部局職員 50 名程度	「母子保健と健康づくりに	県北健康福祉センタ
Э	9:30-12:00		おけるたばこ対策」等	一保健師等

(11) よい歯のコンクール

		三歳児 (人) 親と子 (糸		(組)	
開催日時	場所	推薦者数	参加者数	推薦組数	参加者数
R元(2019)6.6	大田原市保健センター	16	16	10	10

(12) 学校等への健康づくり専門家派遣事業

	実 施 校	内 容	講師の職種	開催日	参加者数
1	那須塩原市立三島中学校	歯と口の健康指導	歯科衛生士	R1.7.10	235 名
2	那須町立那須高原小学校	喫煙防止教室	医師	R1.7.12	40 名

3	那須塩原市立東那須野中学校	賢く食べよう	スポーツ栄養士	R1.9.19	309名
4	那須塩原市立厚崎中学校	喫煙防止教室	医師	R1.9.26	402 名
5	那須塩原市立東小学校	喫煙防止教室	医師	R1.10.25	95 名
6	大田原市立野崎中学校	喫煙防止教室	医師	R1.10.29	157名
7	大田原市立須賀川小学校	子供の生活習慣・姿勢を考える	大学教授	R1.11.7	32 名
8	大田原市立湯津上中学校	喫煙防止	医師	R1.11.26	123 名
9	那須塩原市立塩原小中学校	喫煙防止教室	医師	R1.11.21	35 名
10	那須塩原市立三島中学校	歯と口の健康指導	歯科衛生士	R1.11.29	199名
11	那須塩原市立稲村小学校	子供の姿勢と運動を 守るためにできるこ と	大学教授	R1.12.3	18名
12	那須塩原市立黒磯小学校	早起き早寝朝ごはん	大学教授	R1.12.5	33 名
13	高根沢町立北高根沢中学校	睡眠を見直す	大学教授	R1.12.5	42 名
14	大田原市立蛭田小学校	睡眠について	大学教授	R1.12.5	67 名
15	大田原市立川西小学校	親子喫煙防止教室	医師	R1.12.13	68名
16	那須塩原市立共英小学校	喫煙防止教室	医師	R1.12.20	66名
17	那須塩原市立埼玉小学校	喫煙防止教室	医師	R2.1.24	80名

5 成人保健対策

(1) 在宅医療連携ネットワーク事業

地域における生活習慣病患者の在宅療養を支えるネットワークを構築するために、事業を実施しました。

連絡会議及び研修会

開催日	場所	内 容	参加者数
R1(2019).5/23、	県北健康福祉センター	在宅医療連携ネットワーク連絡会議	委員 12
7/25、9/26、		・がんの在宅医療についての情報交換	名
11/21、		・総務企画課から在宅医療に関する情報提供	事務局 4
R2(2020).1/23、		- ・関係者研修実施についての検討等 等	名
3/19		研修会準備	
R1(2019).12.13	健康長寿センター(西那須野保	在宅医療連携ネットワーク研修会	75 名
	健センター)	「在宅緩和ケアを実施するための知識と知	
		恵」講話	

6 指定難病等対策事業

平成27(2015)年1月から施行された、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、指定 難病特定医療費助成事業を行いました。

指定難病については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額に及ぶため、患者の医療費の負担軽減を図るとともに、患者の病態や治療状況を把握し、治療研究を行うことを目的として一定の基準を満たしている方に対して、その医療費の一部を助成しています。

また、在宅難病患者が安心して療養できるよう、在宅療養支援を行いました。

(1) 对象疾病別承認状況

(令和2年(2020)年3月31日現在)

告示番号	名称	計	大田原市	那須塩原市	那須町
1	球脊髄性筋萎縮症	2	1		1
2	筋萎縮性側索硬化症	19	10	8	1
3	脊髄性筋萎縮症	1	1		
5	進行性核上性麻痺	33	11	18	4
6	パーキンソン病	211	70	111	30
7	大脳皮質基底核変性症	9	5	2	2
10	シャルコー・マリー・トゥース病	2	1	1	
11	重症筋無力症	30	8	20	2
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	37	12	20	5
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	4	3	1	
15	封入体筋炎	1	1		
16	クロウ・深瀬症候群	1		1	
17	多系統萎縮症	24	13	9	2
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	49	13	27	9
21	ミトコンドリア病	3		3	
22	もやもや病	18	5	11	2
28	全身性アミロイドーシス	4		3	1
34	神経線維腫症	10	1	7	2
35	天疱瘡	6	1	5	
37	膿疱性乾癬(汎発型)	1		1	
40	高安動脈炎	5	1	3	1
42	結節性多発動脈炎	2	1	1	
43	顕微鏡的多発血管炎	11	4	5	2
44	多発血管炎性肉芽腫症	3	1	1	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	5		5	
46	悪性関節リウマチ	3		1	2
47	バージャー病	4	1	3	
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	2	1	1	
49	全身性エリテマトーデス	106	30	68	8
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	36	16	18	2
51	全身性強皮症	76	23	50	3
52	混合性結合組織病	17	4	13	
53	シェーグレン症候群	23	6	17	
54	成人スチル病	3	1	1	1
55	再発性多発軟骨炎	1		1	
56	ベーチェット病	31	6	21	4
57	特発性拡張型心筋症	23	8	14	1
58	肥大型心筋症	3		2	1
60	再生不良性貧血	9	1	8	
61	自己免疫性溶血性貧血	1			1

示番号	名称	計	大田原市	那須塩原市	那須町
63	特発性血小板減少性紫斑病	22	8	12	2
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1		1	
65	原発性免疫不全症候群	3		3	
66	IgA 腎症	6		5	1
67	多発性嚢胞腎	20	8	9	3
68	黄色靱帯骨化症	5	2	1	2
69	後縦靱帯骨化症	48	15	28	5
70	広範脊柱管狭窄症	18	7	9	2
71	特発性大腿骨頭壊死症	35	12	18	5
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	8	5	2	1
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	1			1
75	クッシング病	1		1	
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	8	4	4	
78	下垂体前葉機能低下症	32	9	16	7
82	先天性副腎低形成症	2		2	
83	アジソン病	1		1	
84	サルコイドーシス	25	10	14	1
85	特発性間質性肺炎	19	6	10	3
86	肺動脈性肺高血圧症	10	6	4	
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	10	4	6	
89	リンパ脈管筋腫症	1	1		
90	網膜色素変性症	49	17	28	4
93	原発性胆汁性肝硬変	18	6	9	3
94	原発性硬化性胆管炎	2	2		
95	自己免疫性肝炎	4	1	3	
96	クローン病	59	22	31	6
97	潰瘍性大腸炎	190	79	89	22
98	好酸球性消化管疾病	2		1	1
107	全身型若年性特発性関節炎	2	1	1	
111	先天性ミオパチー	1	1		
113	筋ジストロフィー	9	1	7	1
119	アイザック症候群	1	1		
127	前頭側頭葉編成症	1		1	
144	レノックス・ガストー症候群	1		1	
145	ウエスト症候群	2	1	1	
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	4	1	2	1
165	肥厚性皮膚骨膜症	1		1	
167	マルファン症候群	2	1		1
179	ウィリアムズ症候群	2	1	1	
193	プラダー・ウィリ症候群	1	1		
210	単心室症	1	1		
215	ファロー四徴症	1			1

告示番号	名称	計	大田原市	那須塩原市	那須町
222	一次性ネフローゼ症候群	12	5	6	1
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1		1	
226	間質性膀胱炎 (ハンナ型)	1		1	
259	レシチンコレステロールアシルトランス フェラーゼ欠損症	1	1		
271	強直性脊椎炎	5		4	1
276	軟骨無形成症	1			1
283	後天性赤芽球癆	1			1
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1		1	
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	1		1	
300	IgG4 関連疾患	3	1	2	
306	好酸球性副鼻腔炎	7	2	4	1
	計	1492	503	823	166

(2) 難病患者地域支援対策推進事業

① 在宅療養支援計画策定・評価事業

内 容	検討件数	参 加 者	備考
支援対象者受理会議	92	担当内職員	月1回実施
支援対象者見直し検討会	90	担当内職員	年1回実施
事例検討会	実 5 延 9	医師、看護師、保健師、相談員、ケアマネージャー、ヘルパー等	随時実施

② 個別相談事業面接状況

内 容	訪問指導	電話相談	新規面接	更新時療養生活相談
相談件数	実 41件・延 81 件	350 件	91 件	1,534 件

③ 医療相談事業

内容	開催日	場所	参加者数
	R1(2019).8.7	那須塩原市役所	33 名
特定医療費受給者証更新手続きに伴う療養生活相談	R1(2019).8.8	那須町役場	16名
	R1(2019).8.20	那須塩原市役所	33名

④ 患者・家族会

内 容	対象	開催日	場所	参加者数
講話「これからの備えと心構え」 講師: 菅間在宅診療所所長 黒崎 史果 氏 講話「訪問看護って何?」 講師: ゆりの木訪問看護ステーション管理者 三浦 知津子 氏		R 元(2019).9.27		13名
講話「利用可能な社会福祉制度」 講師:国際医療福祉大学病院 難病診療連携 コーディネーター 清野 綾乃 氏 患者・家族同士の情報交換、話し合い	筋萎縮性側索硬化症、 多系統萎縮症、 脊髄小脳変性症 の患者・家族	R元(2019)10.30	塩谷庁舎	10名
講話「自分らしい生活〜難病と共に歩むこと〜」 講師:とちぎ難病ピアサポーター 江面 敦司 氏 小松 明 氏 患者・家族同士の情報交換、話し合い		R元(2019)12.4		14名
とちぎ難病サポーターによる講話、情報交換	炎症性腸疾患(潰瘍性 大腸炎・クローン病)の 患者・家族	R2 (2020) 1.20	烏山健福祉 センター	11名

⑤ 地域支援体制の推進

内容	回数	場所	参加者数
難病患者災害時個別支援計画策定に係る連絡会議 ・在宅難病・小児慢性特定疾病患者・の災害時個別支援計画 策定について	2 回	県北健康福祉センター 患者宅等	6名
難病患者災害時個別支援計画策定にかかる連絡会議	3 回	大田原市役所 那須塩原市役所 那須町役場	9名

7 小児慢性特定疾病対策事業

小児慢性特定疾病ついては、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となり、これを放置すると児童の健全な育成を阻害することになるため、この特定疾患の医療の確立と普及を図るとともに、患者・家族の医療の負担を軽減する目的で、医療保険各法に基づく保険診療の自己負担を公費で負担しました。

また、患者の在宅における適切な療育の確保のため、患者及び家族への支援を行いました。

(1) 小児慢性特定疾病医療給付状況

(令和 2(2020)年 3月31日現在)

市 町 名 計
悪性新生物
性 性 性 性 等 失 患 性 数 失 患 群 者 数 表 是 数 是 数 是 数 是 数 是 数 是 数 是 数 是 数 是 数
Mar
T
Mar
性

大田原市	64	6	7	5	8	10	3	1	3	2	_	11	4	3	1
那須塩原市	123	19	15	9	23	15	3	2	4	1	3	17	9	4	_
那 須 町	11	3	0	1	2	3	ı	1	1	1	ı	1	1	1	1
士	198	28	22	15	33	28	6	3	7	2	3	29	14	7	1

(2) 小児慢性特定疾病合支援事業

① 在宅療養支援計画策定•評価事業

内 容	検討件数	参 加 者	備考
支援対象者受理会議	18	担当内職員	月1回実施
支援対象者見直し検討会	15	担当内職員	年1回実施

② 個別相談事業面接状況

内 容	訪 問 指 導	電話相談	新 規 面 接	更新時療養生活相談
相談件数	実 4件・延78件	52 件	18 件	178 件

8 感染症予防対策

感染症予防の正しい知識の普及を図るとともに、感染症発生時においては、市町や関係機関と連携を図り、 迅速かつ適切に対応しています。感染症予防機動班による集団給食施設等への監視指導も実施しました。

(1) 感染症患者発生状況

(単位:人)

	感染症の類型						
年 度	1 類		2	類	3 類		
	患者数	感 染 症 名	患者数	感 染 症 名	患者数	感 染 症 名	
26 (2014)					8	腸管出血性大腸菌感染	
27 (2015)					18	腸管出血性大腸菌感染症	
					2	細菌性赤痢	
28 (2016)			_		12	腸管出血性大腸菌感染症	
					1	パラチフス	
29 (2017)	_		_		7	腸管出血性大腸菌感染症	
30 (2018)	_		_		13	腸管出血性大腸菌感染症	
R1 (2019)	_		_		22	腸管出血性大腸菌感染症	

^{※2}類感染症 結核に関しては、9 結核予防対策に掲載

(2) 感染症予防機動班による指導状況

(単位:件)

	区		分		学	校	福祉施設	病院• 診療所	事業所	その他	計
施		設		数		58	165	22	40	38	323
実	施	施	設	数		26	59	21	0	2	108
改善	排導	事項	あり	施設		25	58	21	0	2	106

(3) 感染症予防事業

エイズ及び性感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めており、匿名による検査を実施しました。

(ア) エイズ相談及びHIV・性感染症抗体検査実施状況

(単位:件)

区分	相	談		抗 体	検 査等	
	来 所	電話	ΗΙV	※ クラミジア	梅 毒	※ 淋 菌
男	7	97	89	64	85	64
女	0	42	32	20	28	20
計	7	139	121	84	113	84

※ 検査は江東微生物研究所で実施

(イ) 感染症予防講演会等

(単位:人)

実 施 日	内容	対 象 者	人数
R 元(2019).5.31	給食施設従事者研修会	給食従事者	135
R 元(2019).6.14	県政出前講座 (感染症について)	学校関係者	179

(4) 肝炎対策

① ウイルス性肝炎対策に係る相談・検査事業

(単位:人)

	男	女	合 計	備考
B型・C型肝炎検査受検者数	21	12	33	
	(28)	(14)	(42)	(平成 30 年度)

② インターフェロン治療に係る医療費助成事業

(単位:件)

申	申 請 区 分			進達如	1理状況		備考	
		数	承認	不承認	取下	審査中		
インターフェロ	新規	0						
インターフェロ ン治療	72 週延長	0						
	2 回目	0						
	3 剤併用							
	インターフェロンフリー	57	57	0	0	0		
核酸アナログ製	新規	11	11	0	0	0		
剤治療	更新	202	202	0	0	0		

(5) 風しん抗体検査事業

(単位:人)

	男	女	合 計	備考
風しん抗体検査受検者数	10	8	18	
	(28)	(36)	(64)	(平成 30(2018)年度)

9 結核予防対策

結核検診及び予防接種を実施することにより、結核の発病を予防し、患者の早期発見・早期治療を図りました。また、登録患者に対して、適正な医療と生活規制により社会復帰ができるよう管理及び指導を行いました。

(1) 結核患者届出及び登録状況

年	新登録者数	罹患率	年末現在登録者数	有病率	備考
27 (2015)	31	8. 2	80 (28)	7. 4	※ 罹患率
28 (2016)	25	6. 6	65 (20)	5. 3	人口10万人に対する新登録患者数
29 (2017)	43	11. 9	48 (25)	6. 6	※ 有病率
30 (2018)	27	7. 2	48 (8)	2. 1	人口10万人に対する年末活動性患者数
31(2019)	22	5. 9	52(10)	2. 7	

※()は年末活動性患者数

(2) 結核医療費公費負担申請状況(令和元(2019)年度)

◆ 37条の2 (単位:件)

⊵	ζ :	分	被用和			国民健康保险		後期	生 活	その他	計
			本 人	家族	一般	退職本人	退職家族	高齢者	高齢者 保護法		
申	1	請	7	2	7	0	0	11	1	0	28
£	<u>}</u> 7	格	7	2	7	0	0	11	1	0	28
戸	k i	認	7	2	7	0	0	11	1	0	28

◆ 37条 (単位:件)

区	分	被用者	子保険		国民健康保险		後期	生 活	その他	計
		本 人	家族	一般	退職本人	退職家族	高齢者	保護法		
申	請	2	0	1	1	0	9	0	0	13
合	格	2	0	1	1	0	9	0	0	13
承	認	2	0	1	1	0	9	0	0	13

(3) 定期健康診断実施状況

(単位:人)

					X 線	検 査			結	果
区	分	対 象	受 診	間	接	直	接		発病の	異常
	<i>)</i> 3	人 員	人 員	保健所	その他の	保健所	その他の	要医療		無し
				実 施	機関実施	実 施	機関実施		恐れ	//// C
事業	者	13, 980	13, 477	_	2, 537	_	10, 050	1	0	13, 476
学校	長	4,330	4, 310	_	623	_	3, 567	0	0	4, 310
施設	長	4, 063	3, 990	_	541	_	3, 449	0	0	3, 990
	一般	(65歳以上)								
市町長	住民	99, 662	27, 211	_	22, 817	_	4, 394	0	0	27, 211
計		122, 035	48, 988	_	26, 518		21, 460	1	0	48, 987

(4) 定期外健康診断(患者家族健診等・患者管理検診)実施状況

(患者家族健診:延件数) (単位:人)

	対象	未受診	受診		検査方法			結	果	
区分	件数	件数	件数	СХ-Р	IGRA	ツ反	感染・発病 なしで終了	経過観 察継続	肺結核 登録	LTBI 登録
保健所	61	1	60	58	18		23	37		
委託 医療機関	1		1		1	1	1			
他保健所 依頼	6	2	4	1	5		4			
その他	14		14	14			5	9		
計	82	3	79	73	24	1	33	46		

(接触者健診:延件数) (単位:人)

(-> () - (- (- (- (- (- (- (- (- (
	対象	未受診	受診		検査方法			結	果			
区分	件数	件数	件数	CX-P	IGRA	ツ反	感染・発病 なしで終了	経過観 察継続	肺結核 登録	LTBI 登録		
保健所	115		115	108	23		34	81				
委託 医療機関	8		8	7	2		2	6				
他保健所 依頼	4		4	4			2	2				
その他	36		36	36			3	33				
計	163		163	155	25		41	122				

[※] 区分欄の「その他」は学校、職場、医療機関等の受診結果を保健所で把握した者をいう。

(患者管理検診:延件数)

(単位:人)

				結果		
対象件数	対象件数	件数	経過観察 継続	発病なしで 終了	再発疑い	未把握数
					(要精密)	
	保健所	1 0	5	5	0	0
9 1	委託医療機関	0	0	0	0	0
	その他	8 1	6 8	1 4	0	0

[※] 区分欄の「その他」は医療機関の受診結果を保健所で把握した者をいう。

10 原爆被爆者対策

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者の健康管理に努めました。

(1) 登録状況 (単位:人)

	DIT 3% /3			期	中	増	減			計
区 分	既 登 録	新	規	転	入	転	出	死	亡	
令和 2(2020)年	2 2		0		0		О		2	2 0
3月31日現在										

(2) 健康診断実施状況

(単位:人)

			-	一般検査・	・がん検討	参		精 密	検 査	
区	分	対象者	受診者	異常無し	要 精 検	その他	受診者	異常無し	要 治療	その他
	1回目	2 0	6	1	1	4	0		_	_
一般	2 回目	2 0	7	2	1	4	0		_	_
	計	4 0	1 3	3	2	8	0	_	_	-
希望	一般検査	2 0	2	1	0	1	0		_	_
による	がん検診	1 1	11	1 1	0	0	0		_	_
検診	計	31	1 3	1 2	0	1	0	_	_	_

11 骨髄バンク対策

骨髄提供希望者が相談をしやすいように常時相談受付(電話・面接)を実施しました。また、検査受付は毎週火曜日に実施しました。 (単位:人)

区 分	男	女	丰	備考
登録受付(予約)数	2	3	5	
登 録 申 込 数	2	3	5	

12 食品衛生

食品衛生法及び県条例に基づく営業の許可、施設の監視指導、食品等の収去検査等を実施し、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止しました。

(1) 食品関係営業施設数及び許可申請件数、監視状況

管内で許可を要する食品営業を新たに始める営業者や許可更新をする営業者の施設を検査するととも に、日常的に食品関係営業施設の監視指導を実施しました。

	項目	管 内	許可申	請件数	監視	状 況
	業種別	施 設 数	新 規	更 新	監視数	違反数
	飲食店営業	4, 157	277	553	1, 462	_
	飲食店営業(露店)	66	16	_	14	_
	喫茶店営業	648	39	83	115	_
	菓子製造業	660	91	74	348	_
食	あん類製造業	5	_	2	8	_
	アイスクリーム類製造業	120	5	9	103	_
	乳処理業	8	1	1	63	_
品	乳製品製造業	25	2	3	67	_
	集乳業	4	_	1	44	_
	乳類販売業	783	51	118	421	_
衛	食肉処理業	19	_	5	11	_
	食肉販売業	518	48	72	327	_
	食肉製品製造業	10	1	1	15	_
生	魚介類販売業	473	36	74	273	_
	魚介類せり売り業	4	_	_	_	_
	食品の冷凍又は冷蔵業	16	_	2	32	1

	,					
法	清涼飲料水製造業	54	1	17	89	_
	乳酸菌飲料製造業	4	_	1	27	_
	氷雪販売業	6	_	1	2	_
許	食用油脂製造業	1	_	_	2	_
	マーガリン又はショートニング製造業	1	_	_	1	_
	みそ製造業	59	3	8	37	_
可	しょうゆ製造業	3	_	1	2	_
	ソース類製造業	14	1	3	17	_
	酒類製造業	20	_	3	10	_
	豆腐製造業	15	2	2	15	_
	納豆製造業	5	_	1	2	_
	めん類製造業	74	3	9	66	_
	そうざい製造業	142	10	17	114	_
	かん詰又はびん詰め食品製造業	52	2	13	51	_
	添加物製造業	9	_	_	6	_
	法52条 小 計	7, 975	589	1, 074	3, 744	1
	項目	管 内	許可申	請件数	監視	状 況
	業種別	施設数	新規	更 新	監視数	違反数
条	こんにゃく又はところてん製造業	11		2	6	_
例	つけ物製造業	172	3	11	77	_
許	こうじ及びその加工品製造業	35	3	2	14	_
可	豆腐販売業	486	42	75	300	_
業	小 計	704	48	90	397	_
種						
	法·条例許可外業種	6, 196	_	_	1, 777	_
	合 計	14, 875	637	1, 164	5, 918	1

(2) 食品収去検査状況

管内の製造所やスーパーマーケット等の店頭において販売されている食品について、定期的に規格基準検査や、衛生規範に基づく検査を実施しました。

区 分	収 去	項目数	理化学	学検査	細菌学	学検査	抗 生	発癌性	残 留	遺伝子組換	放射性
	検体数		良	不良	良	不良	物質等	物質	農薬	アレルギー	物質
魚介類	8	188	-	П	_	ı	188	-	-	-	_
冷凍食品	16	126	1	l	26	2	-	ı	98	-	
魚介類加工品	20	50	40	-	10	ı	_	_	_	_	_
肉卵類及びその加工品	47	402	120	-	163	-	112	_	5	_	2
乳製品	72	140	_	-	136		_	_	_	_	4
乳類加工品	_	_	=	=	=	-	_	_	_	-	_
アイスクリーム類・氷菓	45	90	=	=	90	-	_	_	_	-	_
穀類及びその加工品	76	301	75	ı	223	2	_	_	_	1	_
野菜・果物及びその加工	123	2,182	121	-	163	2	_	_	1,893	3	_
菓子類	144	528	-	-	508	16	_	_	_	4	_
清涼飲料水	49	147	98	-	49	ı	_	_	_	_	_
酒精飲料	10	30	30	-	-	ı	_	_	_	_	_
生 乳	488	488	_	-	_	-	488	_	_	-	_
牛 乳	18	78	48	=	24	-	_	_	_	-	6
加工乳	_	_	=	=	=	-	_	_	_	-	_
かん詰・びん詰食品	_	_	=	=	=	-	_	_	_	-	_
その他の食品	221	653	-	-	644	1	2	_	_	4	2
器具及び容器包装	_	_	-	-	_	-	_	_	_	_	_
計	1,337	5,403	532	-	2,036	23	790	_	1,996	12	14

(3) 食品衛生関係苦情件数

管内の住民が購入した食品や管内の製造所で製造された食品等に関する苦情を受け付けて、原因究明及び再発防止等の指導を実施しました。

	区分	件	数
不	腐敗変敗に関する事		3 件
良	異物混入に関する事		14 件
品	表示に関する事		1 件
等	容器包装に関する事		0 件
	有症苦情		10 件
	その他		7 件
	小 計		35 件

	区分	件 数
施	施設の衛生状態に関する事	12 件
設	そ族昆虫に関する事	1 件
	小 計	13 件
施設	からの排水に関する事	0 件
無許	可営業	3 件
その	他	12 件
	合 計	63 件

(4) 食品衛生機動班の活動状況

食品営業施設の広域的監視指導及び食品等の検査を効率的に行うため、食品衛生機動班(第4班)を 設置し、食品による危害防止に努めました。

① 業務別日数及び検査状況

	業務	内 名	ア (単位	: 日)		検	査 状	況	(単位:件	:)
施設監視指導	食品収 去検査	食中毒 等調査	衛生教育	その他		食品等の 表示検査	残留塩 素検査	食器洗 浄検査	その他	計
200	67	5	25	ı	297	1, 664	494	9	27	2, 194

② 違反発見状況及び指導票交付件数

(単位:件)

法第6条	法 第 8 条	法 第 9 条	達 法 第 11 条	反 法 第 16 条	発 見 法 第 17 条	状 法 第 19 条	況 法 第 20 条	法 第 51 条	法 第 52 条	条 例 3 条	計	指導票交付件数
=	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	_

[※] 法第6条(不衛生食品等の販売等)、法第11条(規格基準に合わない食品等の販売等)、法第52条(営業の許可)

13 生活衛生営業

日常生活に関係の深い理・美容業、クリーニング業等の生活衛生関係営業施設の衛生水準の向上を図る ため、監視指導を実施しました。

(1) 生活衛生関係営業の施設数及び監視状況

理・美容所に対しては、皮膚に接する器具等の洗浄及び消毒の徹底について、旅館・公衆浴場に対しては、浴槽水等のレジオネラ属菌の検査の実施について、重点的に監視指導を実施しました。

◆ 生活衛生関係営業施設数及び監視指導状況

	区 分	理	美	興		旅館		公	公 衆浴場			・ニン	住宅宿泊	合	
		容所	容所	行場	計	旅館・ホテル	簡易宿所	計	般	その他	計	一般	取次店	事業 居出 施設	計
7	大田原市	99	181	2	132	37	95	17	0	17	39	12	27	2	472

那須塩原市	177	336	9	196	178	18	50	1	49	93	36	57	9	870
那 須 町	36	46	8	580	386	194	65	0	65	16	6	10	58	809
矢 板 市	31	63	0	24	22	2	10	0	10	27	10	17	2	157
さくら市	54	80	0	23	21	2	19	0	19	34	12	22	0	210
塩 谷 町	14	19	1	19	15	4	6	0	6	4	2	2	0	63
高根沢町	36	59	0	6	5	1	6	0	6	26	10	16	1	134
那須烏山市	44	64	0	27	20	7	12	0	12	18	9	9	1	166
那珂川町	30	31	1	52	20	32	14	0	14	11	6	5	0	139
合 計	521	879	21	1059	704	355	199	1	198	268	103	165	73	3020
監視合計	26	77	10	324	251	73	81	1	80	21	6	15	2	541

(2) 特定建築物の施設数及び監視状況

空調管理、給水管理などについて、重点的に監視指導を実施しました。

① 特定建築物監視状況

	区	分		興行場	百貨店	店	舗	事務所	学	校	旅館	集会場	博物館	計
新	f 規	届	田	0	0		1	0		0	C	0	0	1
施	î	没	数	4	1		65	19		3	52	3	1	148
監	視	件	数	6	0		2	0		0	2	0	0	10

② 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録状況

区 分	清掃業	空気環境 測 定 業	水質検査業	貯水槽 清掃業	排水管 清掃業	計
登録業者数	4	1	1	13	2	21
31 年度登録件数	0	0	0	0	0	0

(3) 遊泳用プール施設数

市町名	遊泳用プール数
大田原市	6
那須塩原市	12
那 須 町	7
計	25

市町名	遊泳用プール数
矢 板 市	1
さくら市	4
塩 谷 町	0
高根沢町	0
計	5

市町名	遊泳用プール数
那須烏山市	1
那珂川町	1
計	2

14 薬 事

医薬品等の有効性・安全性の確保、毒劇物による危害発生防止等を図るため、監視指導を実施しました。

(1) 薬局・医薬品販売業の施設数及び監視状況

医薬品等の管理及び適正使用等についての情報提供、薬局での調剤過誤防止について、重点的に監 視指導を実施しました。

					市町	- 別 [为 訳				
業態	施 設 数	大田原市	那須塩原市	那須町	矢 板 市	おくふ市	塩谷町	高根沢町	那須烏山市	那珂川町	監 視 件 数
薬 局	141	34	46	5	16	16	2	7	6	9	64
店舗販売業	79	13	30	4	10	10	1	2	6	3	38
卸売販売業	20	8	10	0	1	1	0	0	0	0	3
薬種商販売業	3	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0
薬局医薬品製造販売業	13	4	2	0	2	2	0	0	0	3	3
薬局医薬品製造業	13	4	2	0	2	2	0	0	0	3	3
高度管理医療機器販売業・貸与業	118	25	45	3	12	17	2	6	5	3	59
管理医療機器販売業・貸与業	1201	236	407	60	115	138	24	69	88	64	105
再生医療等製品販売業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1589	324	545	72	158	186	29	84	106	85	275

(2) 毒物劇物販売業者等の登録数及び監視状況

毒物劇物の保管管理、譲渡手続きの徹底等について、重点的に監視指導を実施しました。

					市町	- 別	为 訳				
業態	施設数	大田原市	那須塩原市	那須町	矢 板 市	さくら	塩谷町	高根沢町	那須烏山市	那珂川町	監視件数
一般販売業	101	26	35	5	9	8	2	3	7	6	21
農業用品目販売業	70	14	18	5	10	9	3	3	1	7	6
特定品目販売業	4	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0
電気めっき業	5	1	2	0	0	1	0	0	1	0	5
合 計	180	41	58	10	19	19	5	6	9	13	32

(3) 麻薬関係施設数及び監視状況

麻薬・向精神薬等の保管管理及び帳簿等記録の徹底について、重点的に監視指導を実施しました。

区分	業種	施設数	立入検査数
麻	麻薬卸売業者	2	0
	麻薬小売業者	96	47
薬	麻薬診療施設(病院、診療所等)	146	39
	麻薬研究者	3	2
大 麻	大麻栽培者	3	9

	覚醒剤研究者		1	1
覚	覚醒剤原料取扱者		5	1
醒	覚醒剤原料研究者		1	0
剤	その他の覚醒剤	薬 局	141	60
	原料取扱者	病院、診療所等	515	40
向	薬局・卸売販売業(免	許みなし)	161	60
精	病院、診療所等		515	41
神	向精神薬試験研究施	設	10	5
薬				
	合	計	1599	305

(4) 薬剤師免許申請の状況

免許申請	名簿訂正	書換え交付	再 交 付	消除
8	11	9	0	1

(5) 薬物乱用防止対策

薬物乱用防止指導員に対し委嘱時研修会を実施し、また薬物乱用防止指導員を中心として啓発活動を行いました。

実 施 日	名称	内容	参加者数
6月26日	6.26ヤング街頭キャンペーン	JR矢板駅西口において主に高校生を対	指導員 10人
		象に啓発活動を実施。	事務局 8人
			その他 5人

(6) 薬物依存症者対策

薬物乱用者に再乱用を防止するための相談等を実施するとともに、薬物乱用者の家族等に対する支援を行いました。

① 薬物依存症者家族の集い開催状況(奇数月第2木曜日開催)

回	開催日	内 容	参 加 者	参加人数
1	5月 9日	座談会~自由にトーク~	県北健康福祉センター職員、栃木ダルク職員、家族	6人
2	7月11日	座談会~自由にトーク~	県北健康福祉センター職員、栃木ダルク職員、家族	5人
3	9月 12日	座談会~自由にトーク~	県北健康福祉センター職員、栃木ダルク職員、家族	4 人
4	11月 14 日	座談会~自由にトーク~	県北健康福祉センター職員、栃木ダルク職員、家族	5 人
5	1月 9日	座談会~自由にトーク~	県北健康福祉センター職員、栃木ダルク職員、家族	4 人

② 薬物相談事業実施状況

内 容	対象者数	実施回数	備考
薬物簡易検査	1人	3回	毎月第一金曜日実施

(7) 不正大麻、けしの発見処理状況

無免許栽培又は自生・野生大麻等のパトロールを実施し、不正大麻、けしの発見除去を行いました。

区	分	発見件数 処理本数	
大	麻	0 件	0 本
け	l	12 件	210 本

15 水 道

水道・専用水道等により供給される飲料水の安全を図るため、監視指導を実施しました。

水道施設数及び監視状況

市町名		水道法」	この施設		小規模水道
	水道用水供給事業	上水道	簡易水道	専用水道	
大田原市	0	0	0	0	0
那須塩原市	1	0	2	0	0
那 須 町	0	2	2	0	0
矢 板 市	0	1	0	0	0
さくら市	0	1	0	0	0
塩 谷 町	0	1	0	0	0
高 根 沢 町	1	1	0	0	0
那須烏山市	0	1	0	0	0
那珂川町	0	1	0	2	2
合 計	2	8	4	2	2
監 視 件 数	0	0	0	2	2

16 温 泉

温泉を保護し、可燃性天然ガスによる災害を防止し、温泉利用の適正を図るため、監視指導を実施しました。

(1) 許可申請等処理状況

区分	掘る	<u>z</u> <	増	掘	動力	装置	利	用		採取	温泉技可承組		可燃性ガス濃		利用計継承		採取変	
													認]				
市町名	申	許	申	許	申	許	申	許	申	許	申	許	申	確	申	承	申	許
	請	可	請	可	請	可	請	可	請	可	請	可	請	認	請	認	請	可
大田原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那須塩原市	1	1	0	0	2	2	22	22	0	0	0	0	0	0	15	15	0	0
那 須 町	2	1	0	0	2	2	20	20	0	0	0	0	1	1	6	6	0	0
矢 板 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さくら市	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩 谷 町	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高根沢町	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那須烏山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

那珂	JII 町	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計	3	2	0	0	4	4	52	52	0	0	0	0	1	1	21	21	0	0

(2) 源泉等の数及び監視状況

市 町 名	源 泉 数	利用許可数
大 田 原 市	17	74
那 須 塩 原 市	210	691
那 須 町	139	682
矢 板 市	7	50
さくら市	16	69
塩 谷 町	7	17
高 根 沢 町	4	9
那須烏山市	7	23
那珂川町	14	52
合 計	421	1667
監視件数	154	479

17 試験検査

食品の安全性に関する問題は年々複雑化・多様化し、その裏付けとなる検査の必要性が増大しています。 また、環境、保健衛生においても基礎的なデータを得るための検査が必要となっています。

県北健康福祉センターでは、食品の規格基準検査や各種の細菌検査、特定施設の排水検査、更には人の 健康を守る立場から各種の臨床検査を行いました。

◆ 試験検査

区分	腸内細菌 検 査	寄生虫 検 査	臨 床 検 査	食 品 検 査	食中毒等 の 検 査	排 水 検 査	計
件数	5, 188	0	-	3, 079	281	163	8, 711

(1) 腸内細菌検査状況

区	分	感染症患者 保菌者等※	感染症患者 接 触 者	給 食	水 道 従 事 者	その他	計
無	料		33	_	_	_	33
有	料		_	1,636	1,065	2,454	5,155
計			33	1,636	1,065	2,454	5,188

※ 感染症患者: 3類感染症患者

(2) 食中毒等の検査状況

ĺ	区	分		食	中毒・	有症苦情		その他	計	
			食品	品	便	ふきとり	水	その他		
	件	数		28	113	140	_	_	_	281

(3) 食品等試験検査状況(汚染実態調査を含む)

	検	検								左記に					内訳										
検査項目					Į		化		学							細		菌	学						抗
	查	査	保	酸	묘	甘	発	漂	着	殺	Р	そ	_	大	大	黄	乳	サ	ク	腸	セ	力	IJ	そ	
	検	項	=	化	質	п+-	4	4	4	#		<i>T</i>	般	腸	ПĦ	色づ	酸	ルエ	ロフ	炎ビ	レゥ	ン	ステ		生
	快	垻	存	防止	保持	味	色	白	色	菌		0)	細菌	菌群	腸	ブド	菌数	モネ	スト	ビブ	ウス	ピロ	テリ	の	物
	体	目	料	剤	剤	料	剤	剤	料	料	Н	他	数	ΉΤ	菌	ウ	<i>3</i> ^	ラ	リ	IJ	,	バ	ァ	他	
A 11	*L	水仁														球		属	ジ	オ		ク			質
食品	数	数														菌		菌	ウム			ター			
魚 介 類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	_	_	_	-	-	-	-	-	-	_
冷無加熱摂取冷凍食品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
凍結直前に加熱された	12	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
凍加熱後摂取冷凍食品																									<u> </u>
凍結直前未加熱の	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食加熱後摂取冷凍食品																									—
生食用冷凍鮮魚介類品	-	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	-	_
魚介類加工品	20	50	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(かん詰め、びん詰めを除く)																									
肉卵類及びその加工類	40	283	80	-	-	-	40	-	-	-	-	-	-	3	77	37	-	40	6	-	-	-	-	-	-
(かん詰め、びん詰めを除く) 乳 製 品	68	136											28	68			40							_	
乳類加工品(アイスクリーム	- 08	130		_	_	_	-	_	_	_	_	_		- 08	_		40		_	_	-	_	_	_	_
類を除き、マーガリンを含む)																									l
アイスクリーム類・氷菓	45	90	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
																									
穀類及びその加工品	75	300	-	_	75	-	-	-	-	_	-	-	75	26	49	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(かん詰め、びん詰めを除く) 野菜類・果物及びその加工品	109	286	109	_	_	_		4			_	8	_	_	110	-		_	_	55		_		_	
(かん詰め、びん詰めを除く)	103	200	103					4				0			110					00					
菓 子 類	142	524	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	142	142	20	142	-	78	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水	49	147	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
酒 類 飲 料	10	30	20	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
氷 雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	
かん詰め・びん詰め食品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	
その他の食品	215	645	_	-	_	-	_	_	_	_	-	_	215	-	215	215	_	-	_	_	_	_	_	-	_
添 化学的合成品及びその製剤 加 そ の 他 の 添 加 物	-	_	-	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		-	_	_	-	-	_	_
物での他の旅加物	_	_	_					_			_			_		_	_	_				_	_	-	-
器具及び容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
おもちゃ	-	-	-	-	_	_			_	_	_	_		-	_	-			_	_				_	
小計	787	2, 519	347	10	75	_	40	4	_	-	-	8	519	355	473	469	40	118	6	55	_	_	_	-	
生 乳	488	488	1	I	-	-	1	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	488
牛 乳	12	72	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	12	12	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	
部分脱脂乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	
加乳脂肪分3%以上	_	-	_	-	-	-	_	_	-	_	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_	_	_	-	_
乳工乳脂肪分3%未満乳	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	- I
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	500	560		_	_	_	_	_	_	_	_	48	12	12	_	_		-	_	_	_	_	_	_	488
合 計	1, 28	3, 079	347	10	75	-	40	4	-	-	-	56	531	367	473	469	40	118	6	55	-	-	-	-	488
	7																								

(4) 腸管出血性大腸菌O-157・サルモネラ汚染実態調査状況(再掲)

区	分	腸管出血性大腸菌O-157	サルモネラ	計
食	品	115	118	233

(5) 水質汚濁防止法に基づく排水検査状況

		4	項	目				その他の	の生活環	環境項目			そ	の	他	
検体数	рН	BOD	SS	COD	小計	T-Cr	Zn	Cu	Fe	Mn	大腸菌群 数	小 計	SO ₄	DO	その他	合 計
											*1 2/4		504			
63	63	45	45	_	153	_	4	0	4	1	1	10	_	-	_	163

県北健康福祉センターの沿革

◆ 保健所の沿革

昭和 12 (1937) 年 4 月 5 日 法律第 42 号 保健所法制定

昭和 12(1937)年 10 月 26 日 大田原保健所設立認可

昭和 13(1938)年 3 月 建設工事着工 (大田原町大字大田原

2,539番の4番・現在地)

昭和 13(1938)年 9月 25日 建設工事竣工、本県初の保健所として 設置発足

昭和13(1938)年9月28日竣工落成式・開所式

昭和19(1944)年4月 C級保健所に指定される。

昭和 22 (1947)年 9月 5日 法律第 101 号保健所法全面改正

(昭和23(1948)年1月1日施行)

これより従来の健康相談事業のみから公衆衛生事業を行うことになる。

昭和 26(1951)年 4月 1日 B級保健所に昇格

昭和27(1952)年2月 課制を布き2課制となる。

(総務課、保健予防課)

昭和35 (1960)年4月1日 環境衛生課を設置して3課制となる。

行政区変更により塩原町編出

(1市4町1村管轄となる。)

昭和35(1960)年8月 厚生省公衆衛生局長通達による型別

人口別分類表によりR3型保健所に

指定される。

昭和42(1967)年3月31日 新庁舎新築(大田原市住吉町2丁目

14番9号・現庁舎) (延べ926.35 ㎡)

昭和50(1975)年4月1日保健婦室を設置して3課1室制となる。

昭和51 (1976)年4月1日 試験検査課を設置して4課1室制と

なる。試験検査等部門で県北ブロッ

ク保健所となる。

行政区変更により塩原町編入

(2市4町1村管轄となる。)

昭和 54(1979)年 1月 10 日 試験検査室新築 (160.5 m²)

昭和 54(1979)年 8月 25日 車庫新築 (30.0 m²)

昭和57(1982)年6月30日 厚生省公衆衛生局長通達による型別

人口別分類表によりR2型保健所に 指定される。

昭和 62(1987)年 4 月 1 日 試験検査課・保健婦室が改称され、 検査薬事課・健康指導課となる。

平成元(1989)年4月1日 環境保全担当を設置し5課1担当制 となる。

平成 9 (1997)年 4 月 地域保健法全面施行

平成 9 (1997)年 4 月 地域保健法第 5 条第 1 項に基づき、県

北保健所が設置される。

◆ 福祉事務所の沿革

昭和 26 (1951) 年 10 月 1 日 社会福祉事業法付則 7 により法第 13 条に基づく福祉事務所制度が発足する。

那須地方事務所民生課で分掌20町村を 管轄する。

昭和 13 (1938)年 9 月 25 日 建設工事竣工、本県初の保健所として 🖟 昭和 26 (1951)年 12 月 6 日 児童福祉司配置 (県婦人児童課兼務)

昭和 27 (1952) 年 4 月 26 日 母子相談員配置

昭和28(1953)年3月31日 地方事務所廃止となる。

昭和28(1953)年4月1日 那須福祉事務所設置される。

庶務社会課、保護課の2課制となる。 児童福祉司は児童相談所兼務、身体障 害者福祉司は29年10月11日まで塩 谷福祉事務所兼務

昭和30(1955)年1月1日 生活保護に関する嘱託医配置

昭和 31 (1956) 年 12 月 18 日 婦人相談員配置

昭和36(1961)年12月18日 婦人相談員兼母子相談員となる。

昭和37(1962)年4月1日精神薄弱者福祉司配置

昭和 39(1964)年 5 月 15 日 家庭相談室設置 家庭相談員 2 名配 置

昭和41(1966)年4月1日 青少年指導員配置

昭和41(1966)年6月1日 庶務社会課を庶務課、社会課に分け保護課とともに3課制となる。

昭和42(1967)年10月25日 優良福祉事務所として厚生大臣表彰 を受ける。

昭和53(1978)年4月1日 行政事務嘱託員設置

平成 4(1992)年 3月 31日 行政事務嘱託員廃止

平成 5(1993)年 4月 1日 庶務課が社会課に併合され、保護課と の2課制となる。

平成 5(1993)年 4月 1日 身体障害者福祉法及び老人福祉法の一部が町村に移譲される。

平成 12(2000)年 4 月 1 日 児童福祉法の一部が町村に移譲され ス

平成 15(2003)年 4 月 1 日 知的障害者福祉法等が改正され支援 費制度が開始される。

平成18(2006)年4月1日 南那須福祉事務所廃止に伴い、那珂川 町及び那須烏山市が事務所管轄に加わる。

平成 18(2006) 年 4 月 1 日 障害者自立支援法が施行され、3 障害(身体、知的、精神)の制度格差が解消し、実施主体が市町に一元化され

る。

平成 20 (2008) 年 3 月 31 日 家庭児童相談室廃止

(家庭相談業務が町に委譲される。)

平成9(1997)年4月 ※ 栃木県行政機関設置条例の一部改正により、健康福祉センターが設置される。

◆ 健康福祉センターの沿革

平成 9(1997)年 4月 栃木県行政機関設置条例の一部改正により、健康福祉センターが設置される。

平成12(2000)年4月 介護保険制度が開始される。

平成15(2003)年4月 室を廃止し3部となる。(地域支援部・健康福祉部・環境部)

平成16(2004)年12月28日 検査室を増築する。 (89.31 ㎡)

平成18(2006)年4月1日 那須烏山市及び那珂川町がセンター管轄区域に加わり、5市6町管轄となる。

平成19(2007)年3月31日 上河内町及び河内町が宇都宮市に編入合併したことにより、5市4町管轄となる。

平成 20(2008) 年 4 月 環境部と林務事務所を統合した環境森林事務所の設置により、2部制となる。

(地域支援部、健康福祉部)

平成 22(2010)年 4月 健康福祉センターの組織改編に伴い、地域支援部を総務福祉部に、健康福祉部を地域保健部に名称

変更し、生活福祉課を総務福祉部に移管する。また、総務課を総務企画課に、地域支援課を福祉指導

課に、健康福祉課を健康支援課に課名変更する。

塩谷福祉事務所から塩谷地区2市2町の福祉諸手当の認定事務や施設等検査業務が移管される。

平成 24(2012)年 4 月 塩谷福祉事務所廃止に伴い、塩谷地区 2 市 2 町の所管業務がすべて移管となる。

令和 2(2020)年 4 月 健康福祉センター組織改編に伴い、福祉指導課を廃止し、総務企画課に福祉支援チームを設置

した。